

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

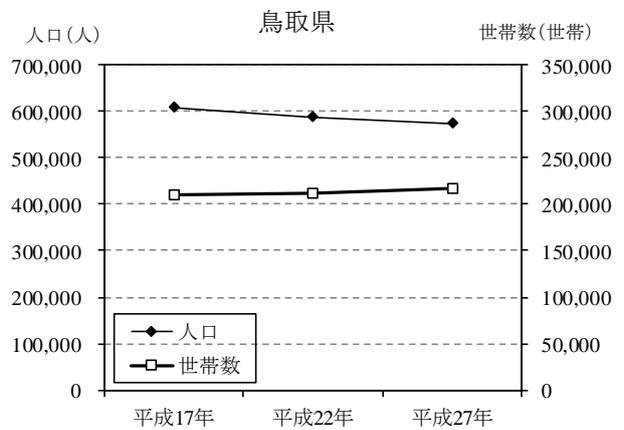
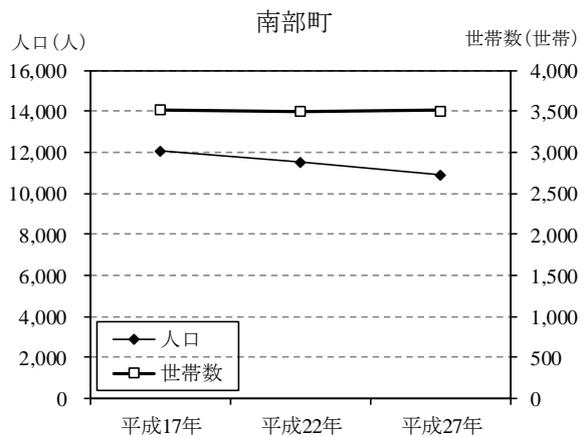
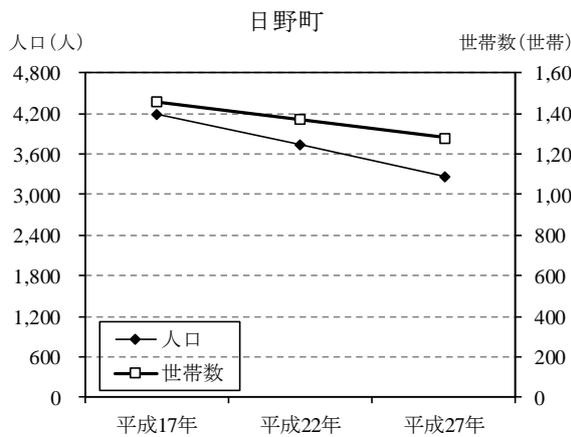
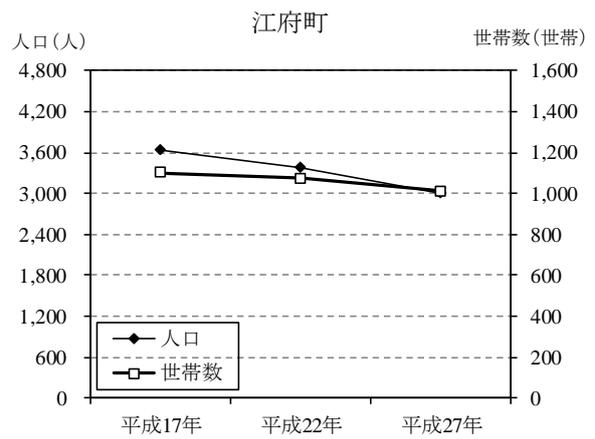
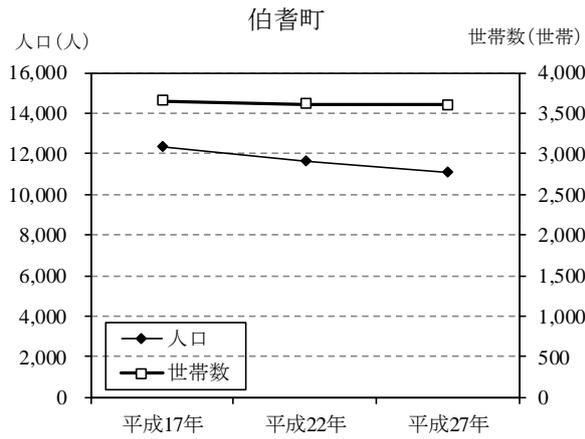
1. 人口の状況

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総数	男	女	
伯耆町	平成 17 年	12,343	5,793	6,550	3,652
	平成 22 年	11,621	5,457	6,164	3,610
	平成 27 年	11,118	5,226	5,892	3,604
江府町	平成 17 年	3,643	1,700	1,943	1,099
	平成 22 年	3,379	1,558	1,821	1,074
	平成 27 年	3,004	1,402	1,602	1,010
日野町	平成 17 年	4,185	1,939	2,246	1,459
	平成 22 年	3,745	1,716	2,029	1,371
	平成 27 年	3,278	1,490	1,788	1,279
南部町	平成 17 年	12,070	5,676	6,394	3,528
	平成 22 年	11,536	5,407	6,129	3,511
	平成 27 年	10,950	5,162	5,788	3,514
鳥取県	平成 17 年	607,012	290,190	316,822	209,541
	平成 22 年	588,667	280,701	307,966	211,964
	平成 27 年	573,441	273,705	299,736	216,894

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、伯耆町、江府町、日野町及び南部町ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産業	伯耆町	江府町	日野町	南部町	鳥取県
第一次産業	952 (16.3)	473 (28.4)	312 (19.4)	715 (12.9)	24,671 (8.8)
農 業	922	457	282	692	22,684
林 業	29	14	28	19	880
漁 業	1	2	2	4	1,107
第二次産業	1,159 (19.9)	323 (19.4)	322 (20.0)	1,382 (24.8)	59,764 (21.3)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	8	2	49
建 設 業	417	152	133	509	21,538
製 造 業	741	170	181	871	38,177
第三次産業	3,615 (62.1)	868 (52.2)	950 (59.0)	3,358 (60.4)	187,826 (66.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	15	4	3	9	1,343
情報通信業	44	9	4	46	3,137
運輸業、郵便業	263	66	62	278	11,389
卸売、小売業	748	160	194	677	41,264
金融、保険業	73	11	25	101	6,410
不動産業、物品賃貸業	42	7	3	44	3,093
学術研究、専門・技術サービス業	122	25	22	123	6,983
宿泊業、飲食サービス業	343	70	72	238	15,454
生活関連サービス業、娯楽業	252	35	33	167	9,339
教育、学習支援業	303	53	51	173	14,582
医療、福祉	839	215	244	924	41,930
複合サービス事業	65	42	29	84	3,339
サービス業（他に分類されないもの）	302	63	97	306	15,630
公 務	204	108	111	188	13,933
分類不能の産業	99 (1.7)	—	26 (1.6)	108 (1.9)	8,664 (3.1)
総 数	5,825	1,664	1,610	5,563	280,925

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農業

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県における販売目的の作物の作付（栽培）経営体数は第3.2-3表のとおりである。

平成27年における作物作付（栽培）経営体数は、伯耆町、江府町、日野町及び南部町ともに稲が最も多くなっている。

第3.2-3表 販売目的の作物の作付（栽培）経営体数（平成27年2月1日現在）

（単位：経営体）

種類	伯耆町	江府町	日野町	南部町	鳥取県
稲	852	405	240	755	15,601
麦類	4	1	1	3	51
雑穀	46	30	42	73	718
いも類	50	6	7	29	1,067
豆類	74	21	9	46	1,631
工芸農作物	4	12	3	5	245
野菜類	222	66	36	113	5,005
花き類・花木	44	4	6	24	787
その他の作物	44	2	2	72	1,343

注：「－」は調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

(2) 林業

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の所有形態別林野面積は第3.2-4表のとおりである。

平成27年における林野面積は、伯耆町では9,550ha、江府町では10,109ha、日野町では11,925ha、南部町では8,535haとなっている。

第3.2-4表 所有形態別林野面積（平成27年2月1日現在）

（単位：ha）

区分	林野面積計	国有林			民有林			
		小計	林野庁	その他官庁	小計	独立行政法人等	公有林	私有林
伯耆町	9,550	916	774	142	8,634	493	1,212	6,929
江府町	10,109	905	791	114	9,204	661	2,506	6,037
日野町	11,925	365	365	－	11,560	814	2,908	7,838
南部町	8,535	－	－	－	8,535	606	1,527	6,402
鳥取県	258,782	29,983	29,681	302	228,799	15,589	42,682	170,528

注：「－」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

(3) 商業

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の商業の状況は第3.2-5表のとおりである。

平成23年の年間商品販売額は、伯耆町では8,009百万円、江府町では1,785百万円、日野町では3,353百万円、南部町では4,929百万円となっている。

第3.2-5表 商業の状況

業種	区分	伯耆町	江府町	日野町	南部町	鳥取県
卸売業	事業所数(事業所)	3	1	6	1	1,200
	従業者数(人)	7	3	20	1	9,602
	年間商品販売額(百万円)	61	X	810	X	524,064
小売業	事業所数(事業所)	66	26	47	54	4,429
	従業者数(人)	389	93	186	304	26,928
	年間商品販売額(百万円)	7,948	X	2,542	X	519,762
合計	事業所数(事業所)	69	27	53	55	5,629
	従業者数(人)	396	96	206	305	36,530
	年間商品販売額(百万円)	8,009	1,785	3,353	4,929	1,043,826

注：1. 事業所数及び従業者数は平成24年2月1日現在、年間商品販売額は平成23年1年間の数値である。
2. 「X」は、集計対象となる事業所(企業)が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所(企業)に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所(企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「X」で表している。

〔「平成24年経済センサス-活動調査 卸売業・小売業に関する集計」
(総務省・経済産業省、平成25年)より作成〕

(4) 工業

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の工業の状況は第3.2-6表のとおりである。

平成26年における製造品出荷額等は、伯耆町では516,764万円、江府町では2,192,554万円、日野町では57,564万円、南部町では1,517,989万円となっている。

第3.2-6表 工業の状況(従業員4人以上)

区分	伯耆町	江府町	日野町	南部町	鳥取県
事業所数(事業所)	16	10	6	12	815
従業者数(人)	352	160	75	751	29,890
製造品出荷額等(万円)	516,764	2,192,554	57,564	1,517,989	68,042,136

注：事業所数及び従業者数は平成26年12月31日現在、製造品出荷額等は平成26年1年間の数値である。

〔「平成26年工業統計調査 工業統計表」(経済産業省、平成28年)より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

伯耆町、江府町、日野町、南部町及び鳥取県の地目別土地利用の状況は、第3.2-7表及び第3.2-2図のとおりである。

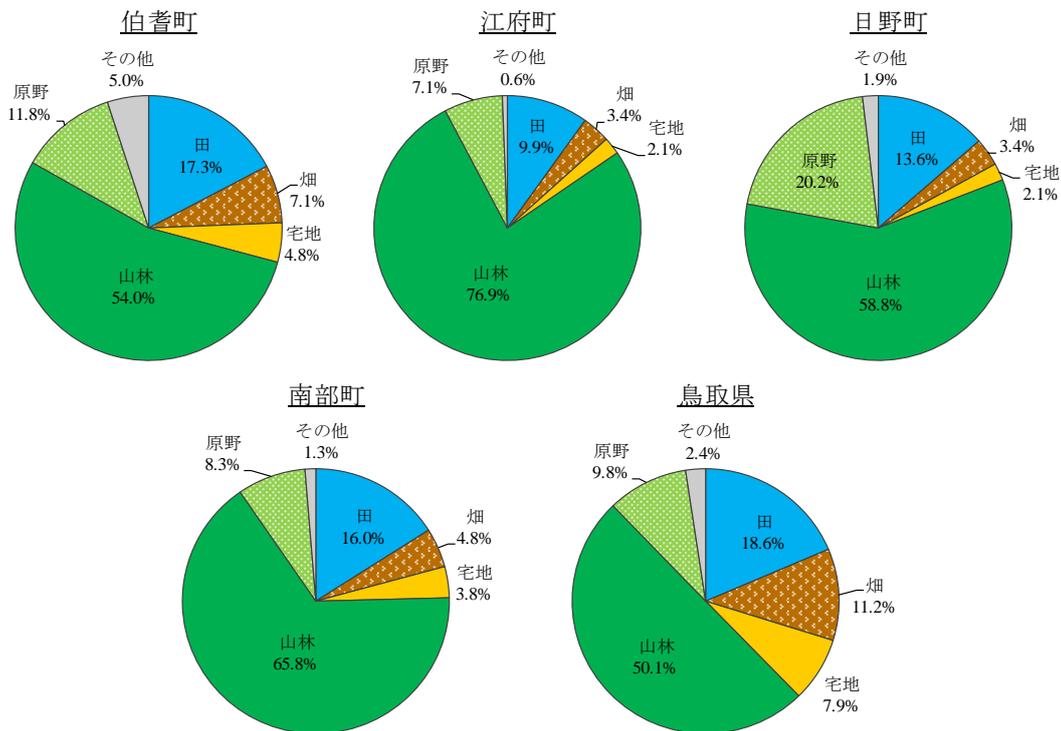
第3.2-7表 地目別土地利用の現況（平成27年1月1日現在）

（単位：km²、（ ）内は％）

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
伯耆町	76.57 (100.0)	13.21 (17.3)	5.41 (7.1)	3.69 (4.8)	41.40 (54.1)	9.05 (11.8)	3.80 (5.0)
江府町	44.79 (100.0)	4.42 (9.9)	1.53 (3.4)	0.93 (2.1)	34.45 (76.9)	3.20 (7.1)	0.27 (0.6)
日野町	41.88 (100.0)	5.68 (13.6)	1.43 (3.4)	0.87 (2.1)	24.68 (58.9)	8.44 (20.2)	0.79 (1.9)
南部町	67.96 (100.0)	10.86 (16.0)	3.28 (4.8)	2.56 (3.8)	44.71 (65.8)	5.65 (8.3)	0.90 (1.3)
鳥取県	1,353.92 (100.0)	251.80 (18.6)	151.89 (11.2)	107.43 (7.9)	677.68 (50.1)	132.24 (9.8)	32.88 (2.4)

注：固定資産税の評価地積の値である。

〔「鳥取県統計年鑑（平成28年刊）」（鳥取県、平成29年）より作成〕



注：固定資産税の評価地積の値である。

〔「鳥取県統計年鑑（平成28年刊）」（鳥取県、平成29年）より作成〕

第3.2-2図 地目別土地利用の現況

2. 土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

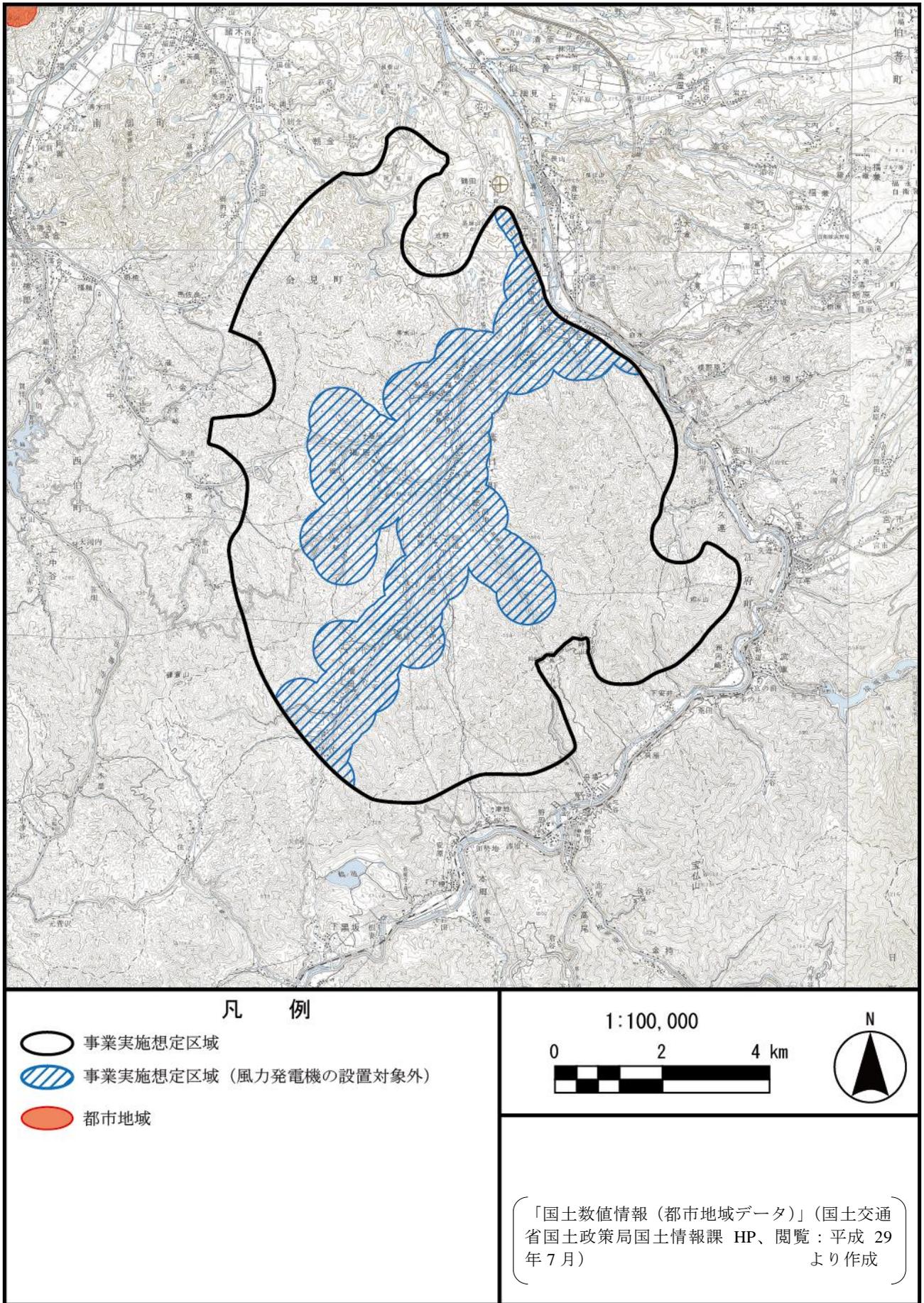
事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域には農業地域が分布している。

(3) 森林地域

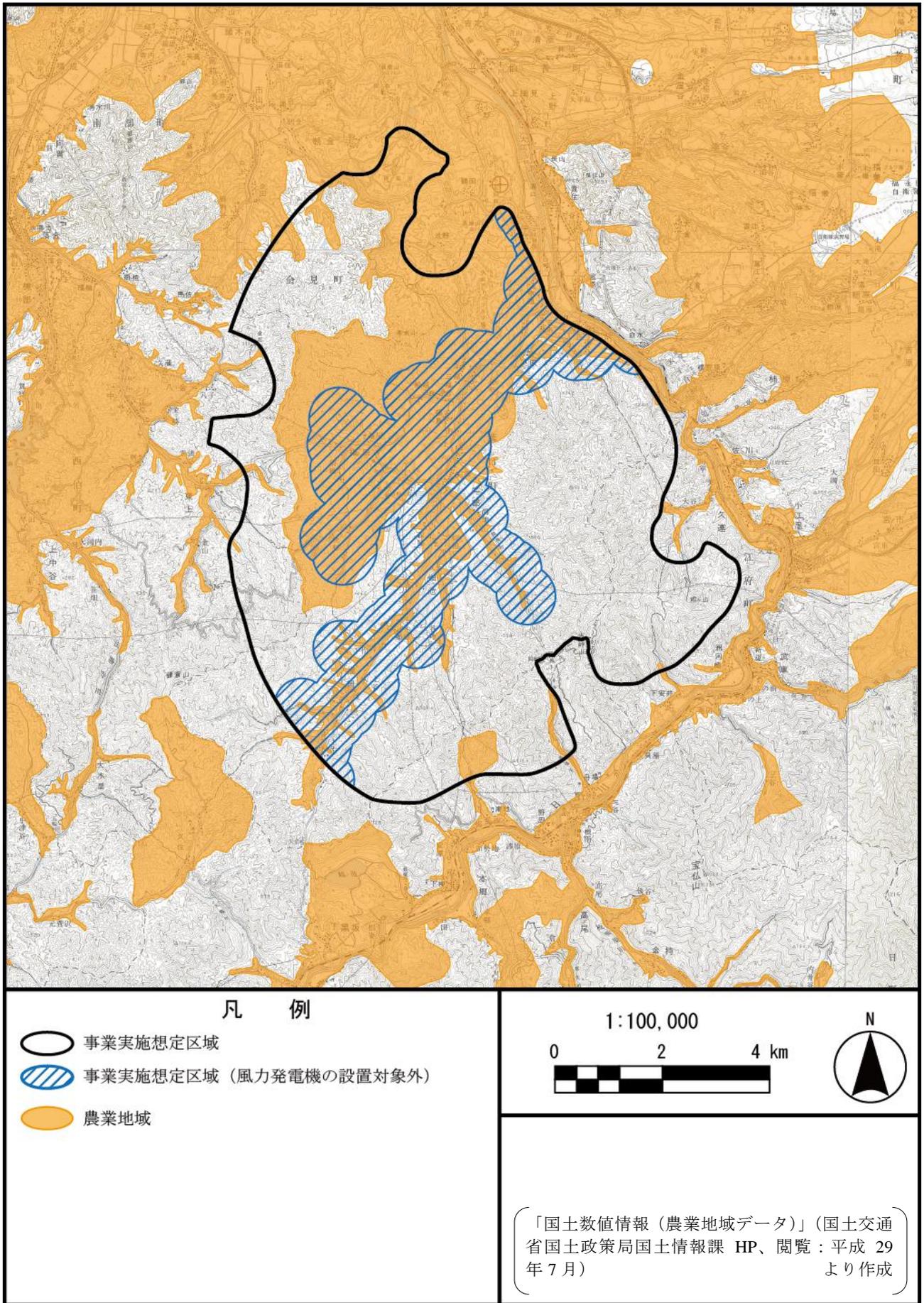
事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域には森林地域が分布している。

(4) 都市計画用途地域

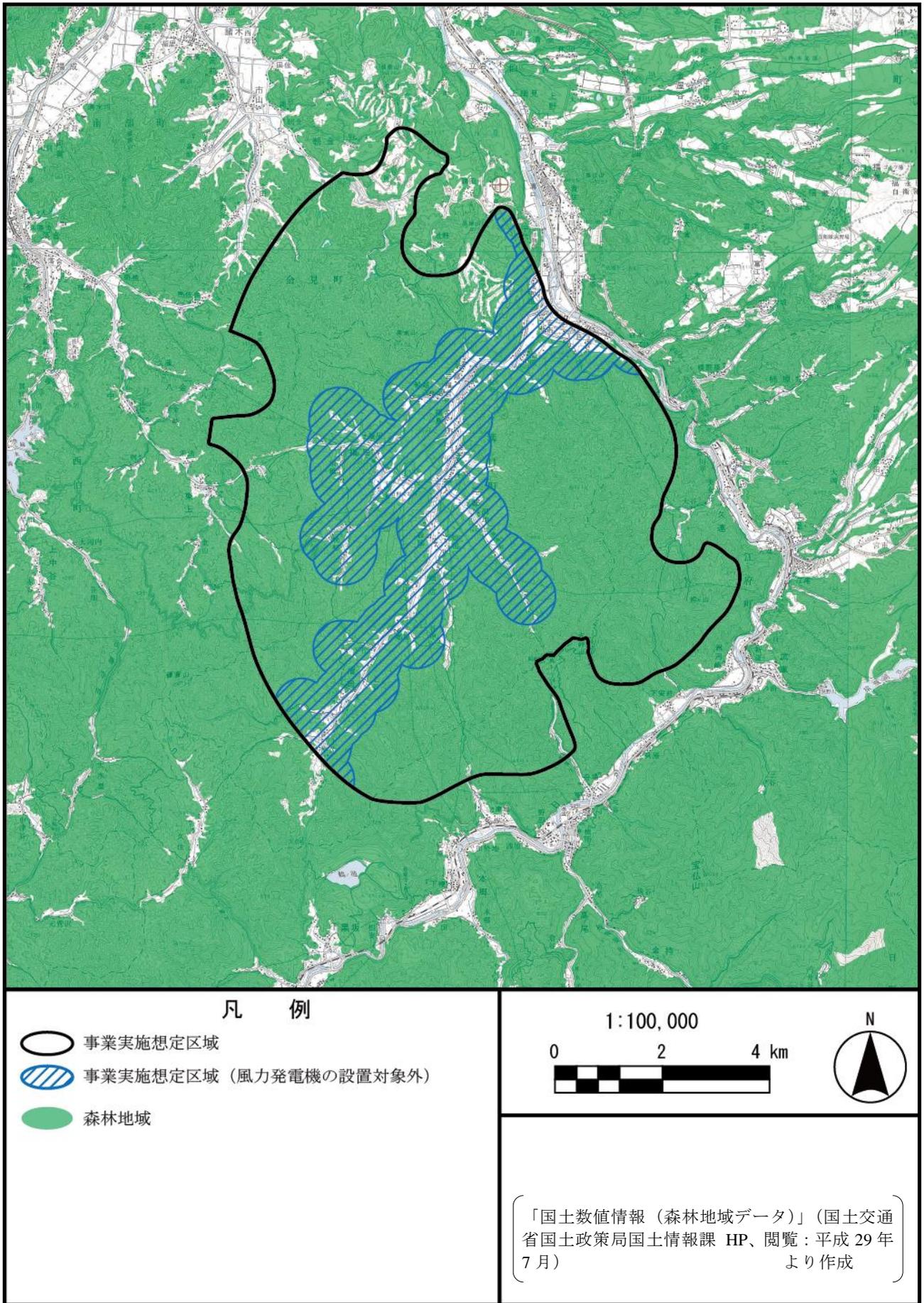
事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域の指定はない。



第 3.2-3 図 土地利用基本計画図 (都市地域)



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）

3. 2. 3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼並びに地下水の利用状況

(1) 水道用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の平成 26 年度の取水状況は第 3.2-8 表、取水地点は第 3.2-6 図のとおりである。

上水道では河川及び湖沼からの取水はなく、浅井戸、深井戸及び湧水から取水されている。簡易水道では伯耆町の八郷地区及び日野町の根雨地区において伏流水から、その他の地区では深井戸から取水されている。飲料供給施設等では浅井戸、深井戸及び湧水から取水されている。

第 3.2-8 表(1) 水道用水の取水状況（上水道・平成 26 年度）

事業者名	現在給水人口 (人)	年間取水量 (千 m ³)						
		表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	合計
伯耆町	5,035	0	0	0	557	0	0	557
南部町	10,515	0	0	904	5	0	353	1,262

〔「鳥取県の水道の現況（平成 26 年 3 月末現在）」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-8 表(2) 水道用水の取水状況（簡易水道・平成 26 年度）

町名	水道事業名	現在給水人口 (人)	年間取水量 (m ³)						
			自流	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	合計
伯耆町	八郷地区	1,617	0	59,636	0	178,910	0	0	238,546
	溝口地区	3,478	0	0	0	406,665	0	0	406,665
	上野地区	74	0	0	0	5,016	0	0	5,016
	金屋谷	158	0	0	0	16,252	0	0	16,252
	岩立地区	112	0	0	0	9,286	0	0	9,286
	大内地区	67	0	0	0	5,668	0	0	5,668
	藍野地区	87	0	0	0	25,887	0	0	25,887
江府町	江尾地区	1,211	0	0	0	202,824	0	0	202,824
	川筋地区	592	0	0	0	86,857	0	0	86,857
	柿原地区	89	0	0	0	6,916	0	0	6,916
日野町	根雨地区	1,296	0	271,465	0	0	0	0	271,465
	下 榎	331	0	0	0	41,905	0	0	41,905
	下黒坂	78	0	0	0	8,666	0	0	8,666
	安原地区	66	0	0	0	4,231	0	0	4,231
南部町	池野鶴田	182	0	0	0	17,591	0	0	17,591
	東 上	126	0	0	0	11,882	0	0	11,882
	東長田	165	0	0	0	13,917	0	0	13,917
	上長田	111	0	0	0	13,396	0	0	13,396
	八 金	72	0	0	0	4,731	0	0	4,731

注：伯耆町の簡易水道事業は、平成 28 年度に上水道事業に統合されている。

〔「鳥取県の水道の現況（平成 26 年 3 月末現在）」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
伯耆町、江府町、日野町及び南部町へのヒアリング（平成 29 年 8 月）より作成〕

第 3.2-8 表 (3) 水道用水の取水状況 (飲料水供給施設等・平成 26 年度)

町名	給水区域名	現在給水人口 (人)	水源	維持管理主体
伯耆町	小野	58	湧水	伯耆町
江府町	袋原	47	深井戸	江府町
	大満(大万)	18	湧水	江府町
日野町	津地(上)	60	浅井戸	地元管理
南部町	笹畑・大河内	43	深井戸	南部町

注：伯耆町の飲料供給施設は、平成 28 年度に上水道事業に統合されている。

〔「鳥取県の水道の現況(平成 26 年 3 月末現在)」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
〔伯耆町、江府町、日野町及び南部町へのヒアリング(平成 29 年 8 月)より作成〕〕

(2) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況は第 3.2-9 表及び第 3.2-7 図のとおりであり、日野川本流及び支流に第五種共同漁業権が設定されている。

第 3.2-9 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	漁業権者
内共第 3 号	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	日野川本流 及び支流	日野川水系 漁業協同組合
		やまめ(さくらますを含む。)漁業			
		いわな漁業			
		あまご(さつきますを含む。)漁業			
		にじます漁業			
		こい漁業			
		うなぎ漁業			

〔「内水面における漁業権の免許の内容たるべき事項等」(平成 25 年鳥取県告示第 458 号)
〔「内水面における漁業の免許」(平成 25 年鳥取県告示第 662 号)より作成〕〕

(3) 農業用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲における農業用水の取水状況は第 3.2-10 表及び第 3.2-8 図のとおりであり、河川及び地下水からの取水がある。

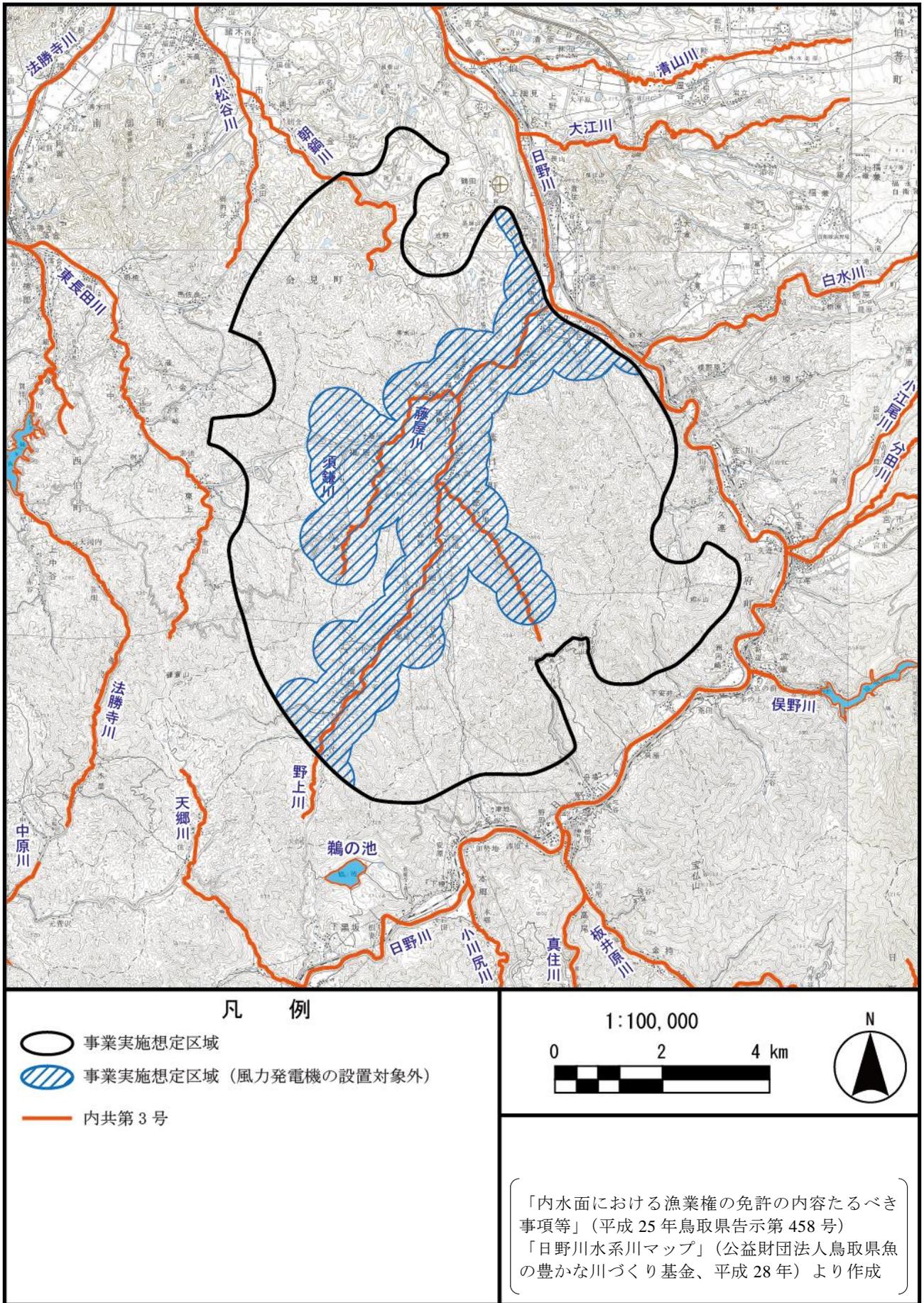
第 3.2-10 表 農業用水の取水状況

町名	取水状況
伯耆町	日野川、野上川、藤屋川、白水川、大江川、小松谷川、東長田川及びこれらの支川から取水をしている。
江府町	日野川、大谷川、宮ノ谷川、寺谷川及びカツテ川から取水をしている。
日野町	日野川、板井原川、天郷川、真住川、小川尻川から取水をしている。
南部町	全てのエリアで河川、ため池から取水をしている。 田住ノロ谷及び五色原で井戸からの取水がある。

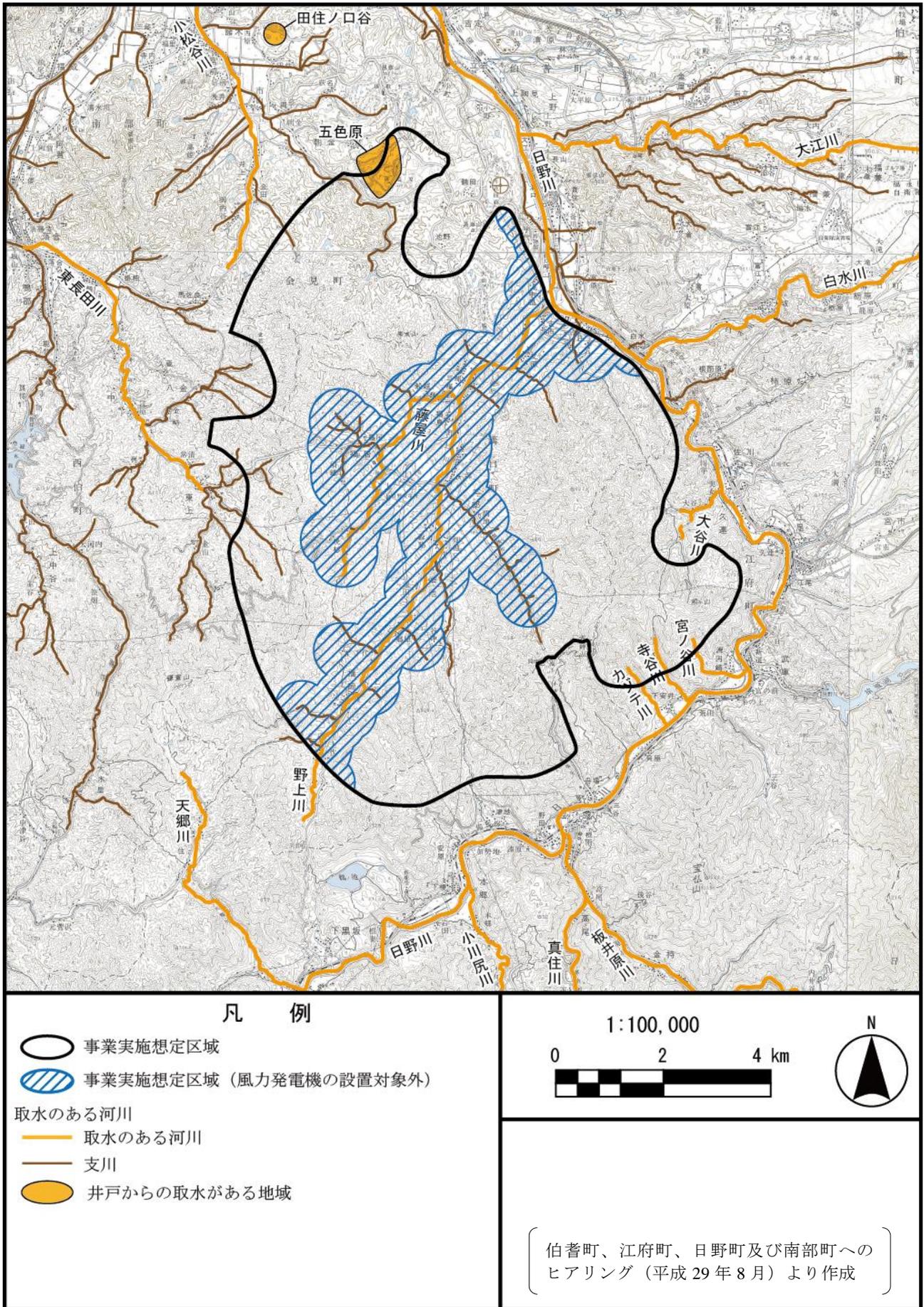
〔伯耆町、江府町、日野町及び南部町へのヒアリング(平成 29 年 8 月)により作成〕

2. 海域の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲には海域はない。



第 3.2-7 図 漁業権の設定状況



第 3.2-8 図 農業用水の取水状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第3.2-9図のとおりであり、一般国道180号、一般国道181号、一般国道482号、主要地方道35号（西伯根雨線）、主要地方道46号（日野溝口線）等があげられる。平成27年度の交通量調査結果は第3.2-11表のとおりである。

また、事業実施想定区域及びその周囲における鉄道は、JR伯備線が敷設されている。

第 3.2-11 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
米子自動車道	①	米子自動車道（鳥取県・岡山県境）	一般国道 181 号（江府 IC）	4,787	6,364
	②	一般国道 181 号（江府 IC）	倉吉江府溝口線（溝口 IC）	4,807	6,274
	③	倉吉江府溝口線（溝口 IC）	大山高原スマートインター線	4,656	6,107
一般国道 180 号	④	板井原濁谷線	一般国道 181 号	1,163	1,489
	⑤	一般国道 181 号	日野溝口線	1,942	2,389
	⑥	阿毘縁菅沢線	日南町・南部町境	1,613	1,952
	⑦	日南町・南部町境	西伯根雨線	1,713	2,107
	⑧	西伯根雨線	市道	9,563	12,049
	⑨	市道	一般国道 180 号	9,877	12,445
	⑩	一般国道 180 号	南部町・米子市境	4,919	6,214
一般国道 181 号	⑪	板井原濁谷線	一般国道 180 号	1,051	1,345
	⑫	一般国道 180 号	西伯根雨線	5,370	6,551
	⑬	西伯根雨線	日野町・江府町境	4,350	5,307
	⑭	日野町・江府町境	上徳山俣野江府線	4,574	5,373
	⑮	上徳山俣野江府線	岸本江府線	5,205	6,350
	⑯	岸本江府線	米子自動車道	6,091	7,431
	⑰	米子自動車道	江府町・伯耆町境	5,935	7,597
	⑱	江府町・伯耆町境	大滝白水線	5,127	6,370
	⑲	大滝白水線	倉吉江府溝口線	6,174	7,594
	⑳	倉吉江府溝口線	名和岸本線	13,707	17,408
一般国道 482 号	㉑	一般国道 482 号 （下蚊屋バイパス）	一般国道 181 号	2,067	2,542
主要地方道 1 号 （溝口伯太線）	㉒	一般国道 181 号	日野溝口線	1,581	1,945
	㉓	日野溝口線	米子岸本線	1,106	1,371
	㉔	米子岸本線	一般国道 180 号	3,168	3,897
	㉕	一般国道 180 号	溝口伯太線（県境）	1,280	1,626
主要地方道 35 号 （西伯根雨線）	㉖	一般国道 180 号	日野溝口線	2,104	2,588
	㉗	日野溝口線	伯耆町・日野町境	1,512	1,830
	㉘	伯耆町・日野町境	一般国道 181 号	805	966
主要地方道 45 号 （倉吉江府溝口線）	㉙	大山口停車場大山線	一般国道 181 号	1,371	1,686
主要地方道 46 号 （日野溝口線）	㉚	菅沢日野線	日野町・伯耆町境	693	825
	㉛	日野町・伯耆町境	西伯根雨線	1,232	1,392
	㉜	西伯根雨線	溝口伯太線	3,578	4,365
主要地方道 52 号 （岸本江府線）	㉝	大山寺岸本線	大滝白水線	396	455
	㉞	大滝白水線	伯耆町・江府町境	236	267
	㉟	伯耆町・江府町境	一般国道 181 号	298	343
一般県道 104 号 （西伯伯太線）	㊱	一般国道 180 号	西伯伯太線（県境）	102	122
一般県道 113 号 （上徳山俣野江府線）	㊲		一般国道 181 号	975	1,199
一般県道 160 号 （福頼市山伯耆大山停車場線）	㊳	西伯根雨線	溝口伯太線	959	1,151
	㊴	溝口伯太線	米子岸本線	2,539	3,123
一般県道 209 号 （大滝白水線）	㊵	一般国道 181 号	岸本江府線	474	559
一般県道 286 号 （菅沢日野線）	㊶	一般国道 180 号	日野溝口線	555	649
一般県道 316 号 （米子岸本線）	㊷	境車尾線	溝口伯太線	5,218	6,366
	㊸	溝口伯太線	福頼市山伯耆大山停車場線	4,030	4,957
	㊹	福頼市山伯耆大山停車場線	一般国道 181 号	3,928	4,792

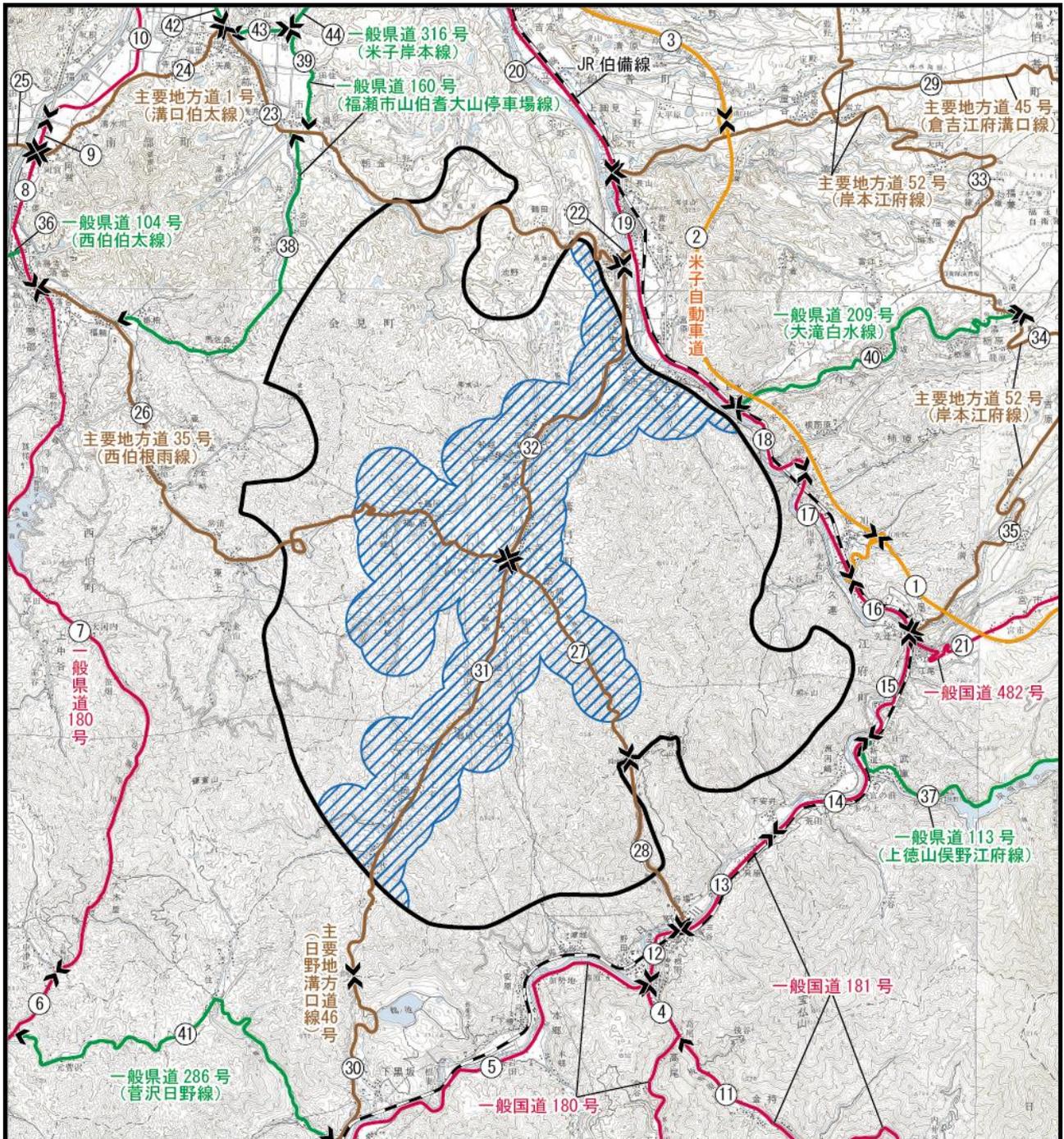
注：1. 表中の番号は、第 3.2-9 図中の番号に対応する。

2. 12 時間の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 12 時間の斜体字は、交通量を観測していない区間について、平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間からの推定値である。

4. 24 時間の斜体字は、交通量を観測していない区間について、推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推定値である。

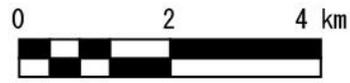
〔平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表〕（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  高速道路
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  鉄道

1:100,000



注：図中の番号は第3.2-11表の番号に対応する。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査
一般交通量調査集計表」(国土交通省 HP、閲覧：
平成 29 年 7 月) より作成

第 3.2-9 図 主要交通網

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-12 表及び第 3.2-10 図のとおりである。

また、住居の配置の概況は第 3.2-10 図のとおりである。

第 3.2-12 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	名称	所在地
小学校	二部小学校	西伯郡伯耆町二部 1617
	溝口小学校	西伯郡伯耆町溝口 309
	江府小学校	日野郡江府町小江尾 62
	根雨小学校	日野郡日野町野田 271
	西伯小学校	西伯郡南部町法勝寺 336
	会見小学校	西伯郡南部町宮前 568
	会見第二小学校	西伯郡南部町池野 451
中学校	溝口中学校	西伯郡伯耆町長山 481
	江府中学校	日野郡江府町洲河崎 85
	日野中学校	日野郡日野町野田 210
	南部中学校	西伯郡南部町天萬 583
高等学校	日野高等学校	日野郡日野町根雨 310

〔「県内学校一覧」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

第 3.2-12 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

区分	施設名	所在地
病院	伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山 152-1
	日野病院	日野郡日野町野田 332
	南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭 397
診療所	飛田医院	西伯郡伯耆町溝口 243 番地 2
	武田医院	西伯郡伯耆町溝口 266-3
	特別養護老人ホームことぶき診療所	西伯郡伯耆町長山 161 番地 1
	日野病院組合二部診療所	西伯郡伯耆町二部 652 番地 1
	江府町国民健康保険 江尾診療所	日野郡江府町大字江尾 2088-3
	佐伯医院	日野郡江府町江尾 1997
	特別養護老人ホーム江美の郷診療所	日野郡江府町大字久連 7 番地
	特別養護老人ホームあいご診療所	日野郡日野町根雨 730 番地
	潮医院	西伯郡南部町天萬 1534-1
	ひろかね内科循環器内科クリニック	西伯郡南部町阿賀 202-2
	法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺 286-4
	森医院	西伯郡南部町福成 1013-17
	さいはく眼科クリニック	西伯郡南部町倭 485-1

〔「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成〕

第 3.2-12 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (社会福祉施設)

区 分	名 称	所在地	
児童関係	保育所	溝口保育所	西伯郡伯耆町溝口 348
		二部保育所	西伯郡伯耆町二部 543-1
		子供の国保育園	日野郡江府町大字久連 35
		ひのっこ保育所	日野郡日野町津地 690
		すみれこども園 (保育所型認定こども園)	西伯郡南部町法勝寺 1008
		つくし保育園	西伯郡南部町阿賀 869-3
		さくら保育園	西伯郡南部町天萬 1444-1
		ひまわり保育園	西伯郡南部町市山 746-1
高齢者 関係	特別養護老人ホーム、 短期入所施設	特別養護老人ホームことぶき	西伯郡伯耆町長山 161 番地 1
		チロルの里	日野郡江府町久連 7
		特別養護老人ホームあいご	日野郡日野町根雨 730
	認知症対応型老人共同 生活援助	特別養護老人ホームゆうらく	西伯郡南部町落合 480
		グループホームなごみ	西伯郡伯耆町長山 171
障がい者 関係	グループホーム	チロルの里グループホーム	日野郡江府町久連 7
		どんぐり House	日野郡日野町根雨 858-1
		あいみの家	西伯郡南部町天萬 537-1

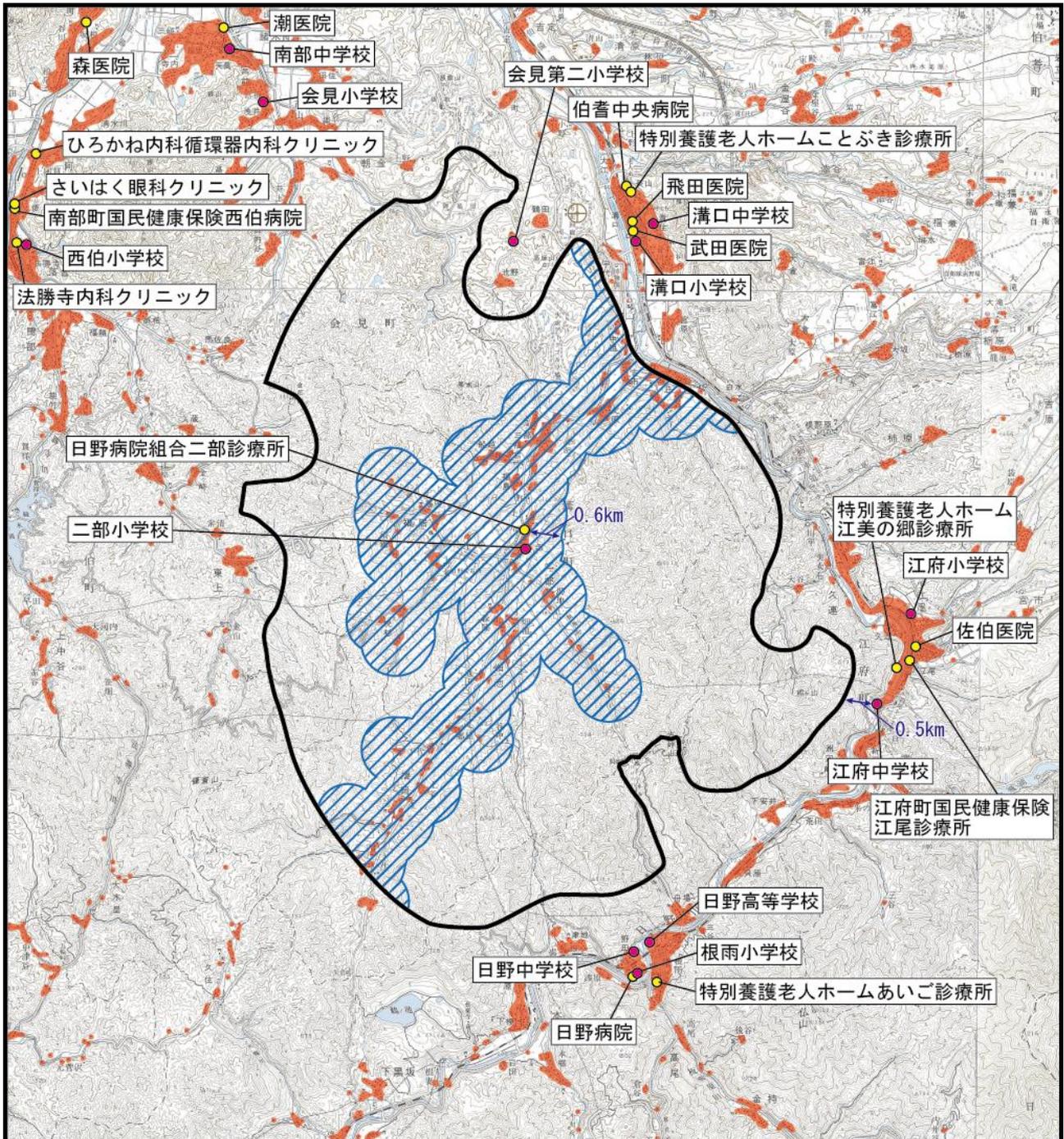
「保育所のご案内」(伯耆町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)

「保育園」(江府町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)

「保育所」(日野町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)

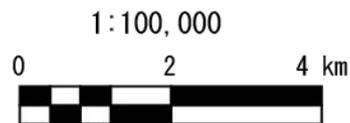
「保育園に関すること」(南部町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)

「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)より作成



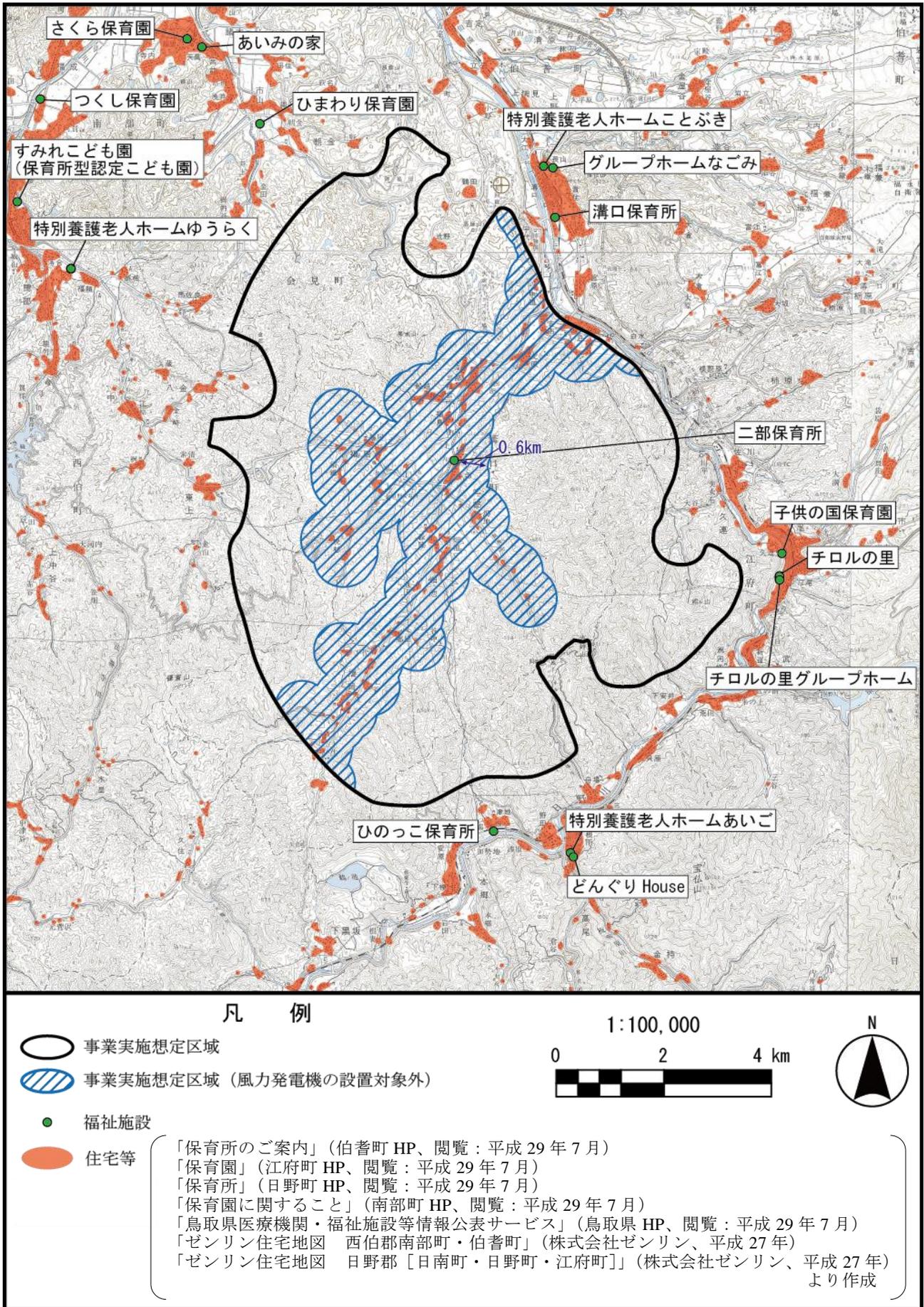
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  学校
-  医療機関
-  住宅等



「県内学校一覧」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「鳥取県医療機関・福祉施設等情報公表サービス」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
 「ゼンリン住宅地図 西伯郡南部町・伯耆町」(株式会社ゼンリン、平成 27 年)
 「ゼンリン住宅地図 日野郡 [日南町・日野町・江府町]」(株式会社ゼンリン、平成 27 年)
 より作成

第 3.2-10 図(1) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況(学校・医療機関)



第 3.2-10 図(2) 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況(社会福祉施設)

3.2.6 下水道の整備の状況

伯耆町、江府町、日野町及び南部町における下水道及び汚水処理人口普及状況は第3.2-13表のとおりである。

平成27年度末における汚水処理人口普及率は伯耆町では95.3%、江府町では97.2%、日野町では89.0%、南部町では88.6%となっている。下水道普及率は伯耆町では40.8%、江府町では38.4%、日野町では47.4%、南部町では28.9%となっている。

第3.2-13表 汚水処理人口普及状況（平成27年度末）

区分	行政人口 (人)	汚水処理人口(人)					下水道 普及率 (%)	汚水処理 人口普及 率(%)	
		公共 下水道	農業集落 排水	林業集落 排水	合併 浄化槽	その他			合計
伯耆町	11,353	4,628	5,231	—	956	—	10,815	40.8	95.3
江府町	3,130	1,201	1,641	67	133	—	3,042	38.4	97.2
日野町	3,377	1,602	754	—	650	—	3,006	47.4	89.0
南部町	11,214	3,242	5,170	—	1,524	—	9,936	28.9	88.6
鳥取県	576,376	397,004	100,371	200	34,537	1,878	534,170	57.87	92.68

注：「—」は出典に記載がないものを示す。

〔「生活排水処理施設の整備状況」（鳥取県HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

伯耆町、江府町、日野町及び南部町における一般廃棄物の処理状況は第3.2-14表のとおりである。

平成27年度におけるごみ総排出量は伯耆町で3,464t、江府町で833t、日野町で1,039t、南部町で3,249tとなっている。

第3.2-14表 一般廃棄物の処理状況（平成27年度）

区分		伯耆町	江府町	日野町	南部町	鳥取県
ごみ総排出 量	計画収集量(t)	2,688	671	2,398	871	190,724
	直接搬入量(t)	743	162	794	168	16,377
	集団回収量(t)	33	0	57	0	6,205
	合計(t)	3,464	833	3,249	1,039	213,306
ごみ処理量	直接焼却量(t)	2,378	593	2,401	713	152,024
	直接最終処分量(t)	0	0	0	0	466
	焼却以外の中間処理量(t)	930	195	553	153	30,046
	直接資源化量(t)	123	45	283	13	24,316
	合計(t)	3,431	833	3,237	879	206,852
中間処理後再生利用量(t)		698	162	94	547	26,722
リサイクル率(%)		24.7	24.8	12.2	26.9	26.9
最終処分量(t)		257	65	71	255	16,158

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100

〔「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

鳥取県における平成 27 年度の産業廃棄物の処理状況は、第 3.2-15 表のとおりである。

また、事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-16 表、立地状況は第 3.2-11 図のとおりであり、中間処理施設 131 か所、最終処分場 15 か所となっている。

第 3.2-15 表 産業廃棄物の処理状況（平成 27 年度）

（単位：t）

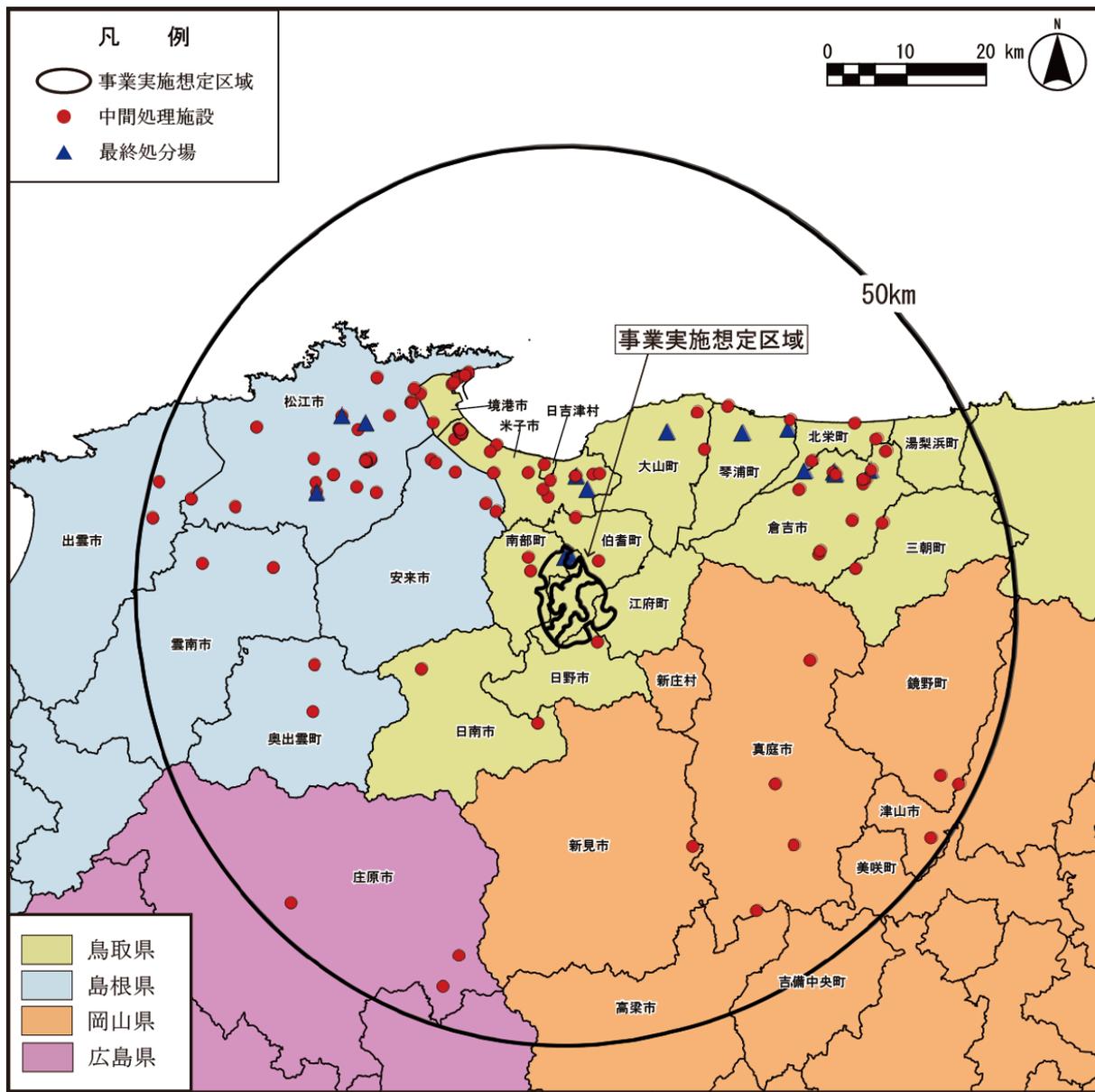
県	発生量	排出量	減量化量	資源化量			その他量	最終処分量
				合計	有償物量	再生利用量		
鳥取県	524,920	514,566	101,813	400,693	10,353	390,340	52	22,361

〔平成 28 年度鳥取県産業廃棄物実態調査報告書（平成 27 年度実績）〕（鳥取県、平成 29 年）より作成

第 3.2-16 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
鳥取県	米子市	34	2
	倉吉市	16	3
	境港市	10	0
	三朝町	2	0
	琴浦町	2	2
	北栄町	3	1
	日吉津村	1	0
	大山町	2	1
	南部町	2	2
	伯耆町	1	0
	日南町	3	0
	日野町	1	0
島根県	松江市	32	4
	出雲市	2	0
	安来市	5	0
	雲南市	2	0
	奥出雲町	2	0
岡山県	津山市	1	0
	新見市	1	0
	真庭市	4	0
	鏡野町	2	0
広島県	庄原市	3	0
合計		131	15

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-11 図 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-17表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-17表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-17表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
(平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3.2-17 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められており、その内容は第 3.2-18 表のとおりである。

鳥取県では類型を当てはめる地域の指定が行われているが、伯耆町、江府町、日野町及び南部町に地域の指定はない。

第 3.2-18 表(1) 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域であるが、鳥取県の町村域に地域の指定はない。

類型 A：専ら住居の用に供される地域とするが、鳥取県の町村域に地域の指定はない。

類型 B：主として住居の用に供される地域とする。鳥取県の町村域では西伯郡日吉津村に地域の指定がある。

類型 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。鳥取県の町村域では西伯郡日吉津村に地域の指定がある。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成 11 年鳥取県告示第 144 号）

より作成〕

第 3.2-18 表(2) 騒音に係る環境基準
【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

第 3.2-18 表(3) 騒音に係る環境基準
【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成

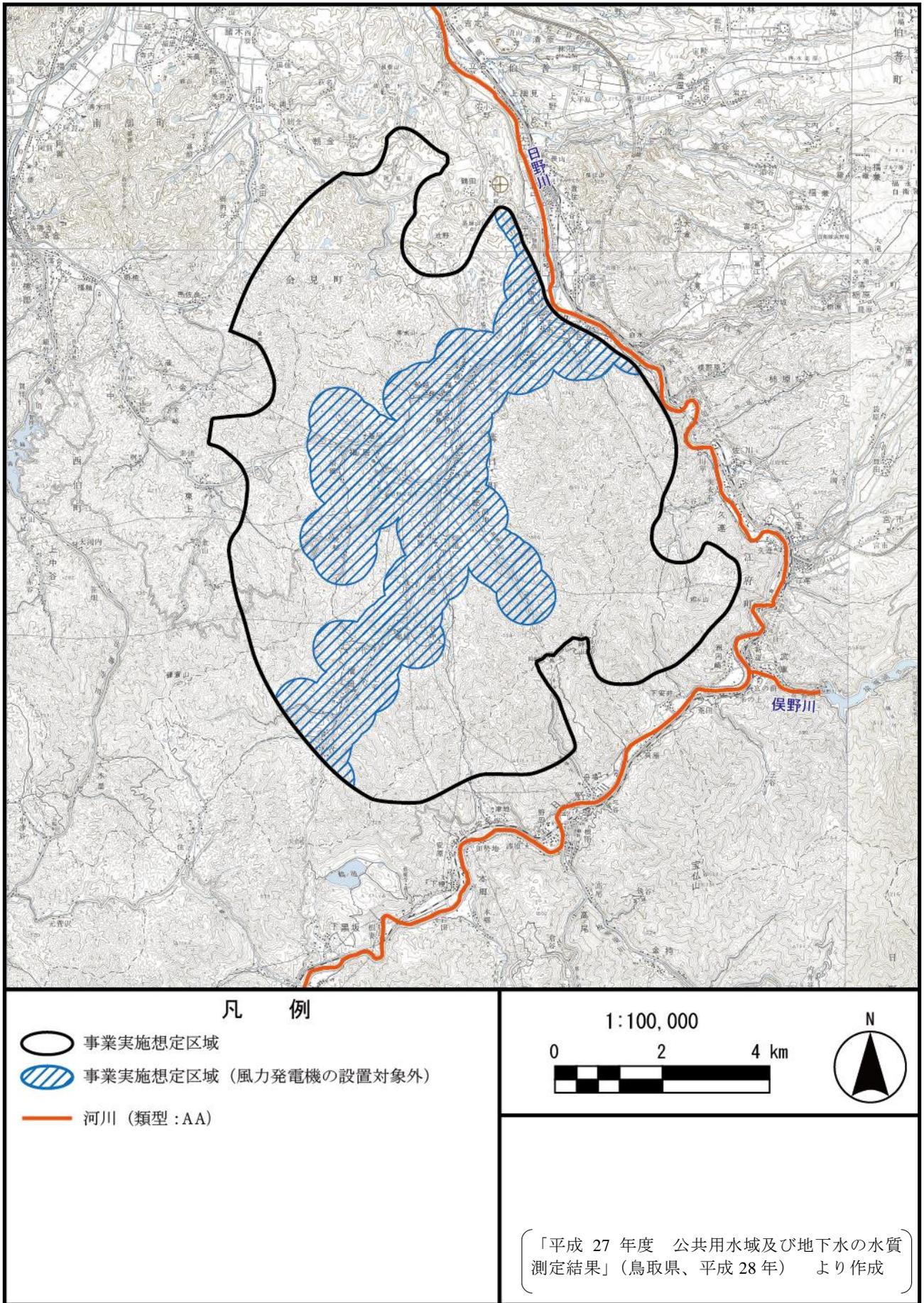
③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2-19 表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-20 表～第 3.2-22 表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲においては、第 3.2-12 図のとおり日野川及び俣野川が河川 AA 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-23 表のとおりすべての地下水について定められている。



第 3.2-12 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-19 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)より作成〕

第 3.2-20 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-20 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-21 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められ ないこと	2mg/L 以上	—
備考						
<p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p>						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3.2-21 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-21 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-21 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-22 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)より作成〕

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)より作成〕

第 3.2-22 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)より作成〕

第 3.2-23 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名 : 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-24表のとおりである。

第 3.2-24 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、第 3.2-25 表のとおり定められている。

第 3.2-25 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、鳥取県では県内全域で 17.5 である。また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置されない。

② 騒音

a. 騒音規制法に基づく規制

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-26 表～第 3.2-28 表のとおりである。

鳥取県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、伯耆町、日府町、日野町及び南部町に区域の指定はない。

第 3.2-26 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 基準値は工場等の敷地境界線上での大きさ。
- 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第 3 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第 4 種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号

「騒音規制法による規制地域及び規制基準」（平成 15 年鳥取県告示第 378 号）より作成

第 3.2-27 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		
備考					

1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。
 2. 地域の区分は以下のとおりである。
 1号区域：第3.2-26表の第1種区域、第2種区域又は第3種区域とされた区域、及び第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 2号区域：第4種区域とされた区域のうち、1号区域以外

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定」
 (平成15年鳥取県告示第379号) より作成

第 3.2-28 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考			

1. 幹線交通を担う道路(高速道路、一般国道、都道府県道、市町村道の4車線以上区間)に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。
 2. a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。
 a区域：専ら住居の用に供される区域
 b区域：主として住居の用に供される区域
 c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)
 「指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定」(平成15年鳥取県告示第380号)
 より作成

b. 鳥取県公害防止条例に基づく規制

鳥取県では、「鳥取県公害防止条例」(昭和46年年鳥取県条例第35号)により、深夜の静穏を保持するため、全県下の工場・事業場すべての事業活動に伴う深夜(22:00～翌朝6:00)の騒音について規制している。規制区域及び規制基準は第3.2-29表のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲における基準値は45デシベルとなっている。

第3.2-29表 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制区域及び規制基準

区域の区分		基準値 (デシベル)
1	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める場合	50
2	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める場合	65
3	1及び2に掲げる区域以外の区域(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。)	45

注：騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域は第3.2-26表の備考2.のとおりである。

〔「騒音・振動規制のあらまし」(鳥取県、平成27年)より作成〕

③ 振動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第3.2-30表～第3.2-32表のとおりである。

鳥取県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っているが、伯耆町、江府町、日野町及び南部町に区域の指定はない。

第3.2-30表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル	
備考 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域			

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号)

〔「振動規制法による地域の指定及び規制基準」(平成15年鳥取県告示第382号)より作成〕

第 3.2-31 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		
備考					

1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。
 2. 地域の区分は以下のとおりである。
 1号区域：第3.2-30表の第1種区域及び第2種区域のうち赤色で表示された区域（平成15年鳥取県告示第382号の別図）
 2号区域：第3.2-30表の第2種区域の青色で表示された区域（平成15年鳥取県告示第382号の別図）のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定」
 （平成15年鳥取県告示第383号）より作成

第 3.2-32 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：区域の区分は以下のとおりである。

第1種区域；第3.2-30表（平成15年鳥取県告示第382号）において第1種区域とされた区域

第2種区域；第3.2-30表（平成15年鳥取県告示第382号）において第2種区域とされた区域

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
 「振動規制法施行規則別表第2の備考1に規定する区域の指定等」（平成15年鳥取県告示第384号）
 より作成

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められている(第 3.2-33 表)。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置されない。

第 3.2-33 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海 域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出ししている温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)より作成〕

第 3. 2-33 表 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (その他の項目)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。) に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行 (昭和 49 年 12 月 1 日) の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼) 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号 (窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>

〔「排水基準を定める省令」 (昭和 46 年総理府令第 35 号) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(政令市長)が「特定悪臭物質」の濃度又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

鳥取県では、「特定悪臭物質」による地域の規制が行われており、その基準は第 3.2-34 表である。事業実施想定区域及びその周囲には指定地域がある。

第 3.2-34 表(1) 悪臭に係る規制基準(敷地境界線上)

(単位：ppm)

地域区分 特定悪臭物質	A 地域	B 地域	C 地域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.009	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.003
イソブタノール	0.9	0.9	0.9
酢酸エチル	3	3	3
メチルイソブチルケトン	1	1	1
トルエン	10	10	10
スチレン	0.4	0.4	0.4
キシレン	1	1	1
プロピオン酸	0.03	0.03	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.001	0.001

備考：規制地域は岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうちの指定地域

「悪臭防止法による規制地域及び規制基準」(平成 15 年鳥取県告示第 381 号)より作成

第 3.2-34 表(2) 悪臭に係る規制基準（排出口）

事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は次に定めるところによるものとする。

ア 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出して得た流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q ：流量(単位 温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He ：次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位：メートル)

Cm ：第 3.2-34 表(1)により特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位：百万分率)

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{(Q \times V)}/1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T-288) \times (2.30 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/\sqrt{(Q \times V)})(1460 - 296 \times (V/T - 288)) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He ：補正された排出口の高さ(単位：メートル)

Ho ：排出口の実際の高さ(単位：メートル)

Q ：温度摂氏 15 度における排出ガスの流量(単位：立方メートル毎秒)

V ：排出ガスの排出速度(単位：メートル毎秒)

T ：排出ガスの温度(単位：絶対温度)

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）
 「悪臭防止法による規制地域及び規制基準」（平成 15 年鳥取県告示第 381 号）より作成〕

第 3.2-34 表(4) 悪臭に係る規制基準（排水水）

(単位：mg/L)

特定悪臭物質	排水水の量	規制地域の区分		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03	0.09	0.3

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）
 「悪臭防止法による規制地域及び規制基準」（平成 15 年鳥取県告示第 381 号）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく土壌汚染状況調査の結果、特定有害物質による土壌の汚染状態が指定基準に適合しないことが確認された場合は、都道府県知事により要措置区域又は形質変更時要届出区域が指定されるが、その基準は第 3.2-35 表のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）によると、平成 29 年 6 月 30 日現在、伯耆町、江府町、日野町及び南部町において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定地域は、「平成 27 年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、平成 28 年）によると、平成 27 年度末現在、伯耆町、江府町、日野町及び南部町にはない。

第 3.2-35 表(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

第 3.2-35 表(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

⑦ 地盤沈下

鳥取県においては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく地下水採取の規制地域の指定はない。

また、「とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」（平成 24 年鳥取県条例第 91 号）、「伯耆町地下水保全条例」（平成 25 年伯耆町条例第 2 号）、「江府町地下水採取に関する条例」（平成 24 年江府町条例第 21 号）及び「日野町地下水保全条例」（平成 24 年日野町条例第 25 号）により、動力を用いて地下水を採取する井戸を設置するものに対し、届け出や影響調査等を義務付けている。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、鳥取県では、「鳥取県地球温暖化対策条例」（平成 21 年鳥取県条例第 36 号）に基づき、多量の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）に対し、温室効果ガス排出抑制のための取組みに関する計画（取組計画）の作成、提出を義務付け、公表することとしている。

(3) その他の環境保全計画等

① 鳥取県環境基本計画

鳥取県では、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 8 年鳥取県条例第 19 号）に基づき、平成 24 年 3 月に「第 2 次鳥取県環境基本計画」を策定している。本計画では、目標年度を平成 32 年度末、基本的方向を『NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む』として、6 つの目標を定めている。また、平成 28 年には、平成 27～30 年度の実行計画である「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、「第 2 次鳥取県環境基本計画」を具体的に推進する施策や数値目標を掲げて取り組んでいる。「第 2 次鳥取県環境基本計画」の目標及び「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」の施策体系は第 3.2-36 表のとおりである。

第 3.2-36 表 計画の目標と施策体系

環境基本計画の目標	第 2 期とっとり環境イニシアティブプランの施策体系
1. エネルギーシフトの率先的な取組み	1-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 1-2 地域エネルギー社会の構築 1-3 エネルギー資源多様化の促進 1-4 新たなエネルギー環境の整備
2. NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	2-1 環境教育・学習の推進 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 2-3 社会システムの転換
3. 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現	3-1 4R 社会の実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立 3-3 リサイクル産業の振興 3-4 低炭素社会との調和
4. 安全で安心してくらす生活環境の実現	4-1 人と自然とのふれあいの確保 4-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 4-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 4-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復
5. 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保	5-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 5-2 環境汚染化学物質の適正管理 5-3 環境影響評価の推進 5-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
6. 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進	6-1 美しい景観の保全と創造 6-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

〔「第 2 次鳥取県環境基本計画」（鳥取県、平成 24 年）
「第 2 期とっとり環境イニシアティブプラン」（鳥取県、平成 28 年）より作成〕

② 伯耆町総合計画

伯耆町では、町の将来像を「森と光が織りなすうるおいのまち ～住む人も訪れる人にも魅力あるまちづくりを目指す～」とした「第2次伯耆町総合計画」を平成29年3月に策定しており、施策の構成は第3.2-37表のとおりである。本計画の期間は、平成28年度を初年度とし、目標年度を32年度（5年間）としており、実施計画は毎年度ローリング（調査）を実施することとしている。

第3.2-37表 第2次伯耆町総合計画の施策の構成

まちづくりの基本方針	重点施策	分野別施策	
住みよさを感じるまち	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーや環境意識の醸成と実践 道路網の整備改善と歩道の設置による安全な道づくり 住民生活に密着した公共交通の確保・維持 情報通信ネットワークの構築、管理及び利活用 	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全 水資源 省エネルギー
		生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> 道路網 上下水道 地域情報化 住宅・公園・緑地 消防・防災 防犯・交通安全・消費生活 公共交通
地域産業を育むまち	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な農業生産体制の確立 和牛ブランド化の推進 豊かな食の魅力づくり 森林資源の活用と保全の推進 地場産業の育成・支援 特産品開発の推進 観光メニュー開発による着地型観光の推進 広域観光の推進 起業・創業・経営支援の充実 圏域における企業誘致による雇用の場の確保 	農林業	<ul style="list-style-type: none"> 農業 農地 畜産 林業
		商工観光	<ul style="list-style-type: none"> 観光 商業 工業
“子どもの元気”と豊かな心が育つまち	<ul style="list-style-type: none"> 住むよろこびや愛着を育むための取組み 確かな学力と人間力の育成 学校施設や教育環境の充実 学び続ける環境づくり スポーツや運動を通じての心と体の健康づくり 多様な芸術文化を通じた体験・交流の推進 安心して子どもを生み育てられる環境の整備 	教育・人権・文化	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育 生涯学習・生涯スポーツ 青少年育成 人権 芸術文化
		子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援
健康で安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築 安心して生活できる環境づくり 福祉活動の住民参加 元気に暮らせる心と体の健康づくり 地域で支えあう仕組みづくり 	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり 医療・保険
		福祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉 介護・高齢者福祉 障がい者福祉
住民と行政による協働のまち	<ul style="list-style-type: none"> 住民参画の醸成 地域活動拠点の機能強化 ボランティア育成 情報公開の推進 公共施設の有効活用 住民・地域・学校間交流の促進 	コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり 集落活動 交流・定住
		行財政	<ul style="list-style-type: none"> 行政運営 財政運営 広域行政

〔第2次伯耆町総合計画〕（伯耆町、平成29年）より作成

③ 江府町未来計画

江府町では、平成 18 年度に「第 4 次江府町総合計画」を策定し、基本理念「小さくても元気で明るい 輝きのあるまちづくり」の実現に取り組んできた。その後、人口減少に対応した社会基盤の整備など安心して暮せるまちづくりに取り組む必要があり、地方創生に向け長期的視点に立った総合的な町づくりが求められていることから、平成 28 年度に「思いを形に 未来につなぐまちづくり」を基本理念とする「江府町未来計画」を策定し、活力ある地域づくりに努めていくこととしている。

本計画は江府町の将来像や基本指針、課題方策について示した 10 か年計画（平成 28～37 年度）であり、計画の概要は第 3.2-38 表のとおりである。

第 3.2-38 表 江府町未来計画の概要

基本理念	基本方針	基本計画
「思いを形に 未来につなぐまちづくり」 ～3000 人の 楽しい町～	子どもが健やかで子育てが 楽しいまち	子育て世代への支援
		学校教育の推進
		就学前教育の推進
	楽しく年をとれるまち	健康増進の充実
		地域福祉の推進
		高齢者福祉の充実
		障がい者福祉の充実
		地域医療の充実
	みんなで考え一人ひとりが 輝くまち	地域コミュニティ活性化の推進
		社会教育・生涯学習の推進
		文化活動推進、文化財の保護・保全
		人権・同和対策の推進
	産業で活力とにぎわいを生 み出すまち	男女共同参画の推進
		観光の振興
		産業の振興
		企業誘致と雇用の確保
		農業の振興
	住んでみたいまち、帰って来 たくなるまち	林業の振興
		公共交通の充実
		廃棄物処理の推進
		国土保全の推進
		上下水道の整備
		道路の整備・維持
住宅対策の推進		
移住定住の推進		
情報通信の環境・基盤整備		
災害に強いまち	消防対策の充実	
	災害対策の推進	
協働でしっかりと計画的に 進むまち	行財政運営の効率化・活性化の推進	
	公共施設の管理・整備	
	庁舎整備	
	効果的な情報発信	

〔「江府町未来計画」（江府町、平成 28 年）より作成〕

④ 日野町まちづくりビジョン

日野町では、行政、町民、団体、事業者などの主体が目標を共有し、より住みよいまちづくりの実現を目指し、平成24年3月に「きらりと光るまち 日野町まちづくりビジョン2012-2016」を策定している。本計画の期間は平成24～28年度、まちづくりの方向性は「一人でも多くの若者・子どもたちが住むまち」、「住民自身が考え実行するまち」及び「地域資源が光るまち」であり、めざす姿及び取り組みは第3.2-39表のとおりである。

第3.2-39表 日野町まちづくりビジョンの概要

分野	めざす姿	取り組み		
産業・観光	魅力ある地域資源が輝きを増す地域・産業づくり	1. 地域資源と地域産物を生かした物づくりの推進	①農業 ②畜産業 ③林業	④水産業 ⑤商工業
		2. 観光振興および地域ブランド化の推進	①観光 ②地域ブランド	③名物料理の提供
		3. 情報通信を活用した全国展開の推進		
		4. 地元の産物や商店を大切にす地産地消の推進		
福祉・生活環境	みんなの笑顔が光る安心・安全なまちづくり	1. 豊かな自然と共生する魅力ある生活空間の形成	①上水道 ②下水道 ③ごみ収集・環境美化 ④防犯防災・消防	⑤住宅 ⑥地籍調査 ⑦再生可能エネルギーの検討
		2. 心身ともに元気で安心して暮らせる地域の形成	①町民の健康づくり ②母子保健 ③感染症予防 ④高齢者の介護	⑤保険・社会保障の充実 ⑥地域医療の充実 ⑦人にやさしい福祉のまちづくり
		3. 快適な交通基盤の整備	①道路網の整備 ②公共交通機関の充実	③交通安全対策
		4. 情報基盤の充実	①防災行政無線 ②携帯電話 ③地上デジタルテレビ ④インターネットのブロードバンド化	
教育・文化	まちを愛し豊かな心に灯をともし生きがいのあるまちづくり	1. 次代を担う人づくりの形成	①保小中一貫教育の推進 ②日野高校の支援充実	
		2. 地域に根ざした生きがいづくりの推進	①社会教育 ②スポーツ、レクリエーション	
		3. 誰もが尊重されるまちづくりの形成	①人権・同和教育 ②男女共同参画	
		4. 地域に根ざした文化の継承と創造	①住民の文化活動の推進 ②著名な芸術作品の活用 ③図書館	④文化センター ⑤歴史・文化
若者定住・子育て支援	若者が定住し、子どもたちの声が響く未来輝くまちづくり	1. 若者に魅力ある環境づくりの推進		
		2. 移住・定住の推進		
		3. 子どもを育てやすい環境づくりの推進		
		4. ふるさとを担う意識の醸成		
地域づくり	住民自らが光を放つ元気なまちづくり	1. 元気な地域づくり活動の推進		
		2. 広域的なコミュニティ組織づくりの推進		
		3. 地域住民、事業者、行政みんなで支えあい継続する社会の形成		
行財政	地域に陽の当たる明るい行政サービス	1. 効率的な行政、財政の運営		
		2. 積極的な情報の公開、住民ニーズの把握		
		3. 住民主役のまちづくり		

〔「きらりと光るまち」日野町まちづくりビジョン2012-2016〕（日野町、平成24年）より作成〕

⑤ 南部町総合計画

南部町では、町民のすべてが健康で安心・しあわせを実感できる町、若者が定住し次世代に継承すべき誇れる町を目指し、平成18年3月に「第一次南部町総合計画」を策定している。「基本構想」の計画期間は平成17～26年度の10年間であり、「実施計画」は基本計画の諸施策を実施するため、各事業単位で毎年度策定することとなっている。第一次南部町総合計画の内容は第3.2-40表のとおりである。

第3.2-40表 第一次南部町総合計画の概要

基本構想		基本計画	
基本目標	施策の大綱		
<p>○住民が主体となって創造する、活力あるまちづくり</p> <p>○伝統・文化の継承と、差別のない豊かな心と思いやりのあるまちづくり</p> <p>○快適な住環境を整備して、地域の交流とゆとりあるまちづくり</p> <p>○生活・福祉環境を充実して、しあわせで住み続けられるまちづくり</p> <p>○産業振興を図り、にぎわいと潤いのあるまちづくり</p> <p>○自然との調和と環境に配慮した、ふるさとの風景を継承するまちづくり</p>	夢をもって行動し、みんなで進める新しいまちづくり	1. 開かれた町政の推進 2. 住民参画の調整の推進 3. 地域自治組織の推進 4. 組織の近代化と効率的行政運営の推進	5. 財政の健全化 6. 人材育成の推進 7. 国・県等との連携
	一人ひとりを大切にする教育と文化のまちづくり	1. 人権尊重社会の実現 2. 男女共同参画社会の推進 3. 生涯学習の推進 4. 社会教育の推進 5. 青少年教育の充実 6. 学校教育の充実 7. 乳幼児教育の充実	8. 地域・家庭の教育力支援 9. スポーツ・芸術・文化活動の推進 10. 文化財保護と活用の推進 11. 公民館・地域活動の推進 12. コミュニティ活動の推進
	人々がふれあう交流のまちづくり	1. 土地の有効利用の推進 2. 道路網の整備 3. バス路線の確立 4. 情報化基盤の整備 5. 快適な生活環境の整備 6. 緑化運動の推進	7. 河川・ダム湖の活用促進 8. 住宅政策の推進 9. 若者定住対策の推進 10. 交流連携のまちづくり 11. 地域間交流の推進 12. 国際交流等の推進
	安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり	1. 地域の防犯対策の充実 2. 消防・防災対策の推進 3. 交通安全対策の推進 4. 地域福祉の推進、社会福祉活動の推進 5. 高齢者福祉の充実 6. 児童福祉の充実 7. ひとり親家庭対策の充実 8. 障害者（児）福祉の充実 9. 低所得者対策の充実 10. 国民年金制度の充実 11. 介護保険制度の充実	12. 健康づくり組織の整備・充実 13. 保健・予防活動の推進 14. 精神保健活動の推進 15. 環境対策の推進 16. 医療体制の充実 17. 国民健康保険制度の充実 18. 老人保健制度の充実 19. 特別医療制度の充実 20. 子育て支援
	働く人々が充実する産業のまちづくり	1. 魅力ある農業の確立 2. 活力ある林業の振興 3. 商工業の振興	4. 観光の振興 5. 畜産の振興
	人々と自然が共生する循環型社会のまちづくり	1. 環境自治体の推進 2. 分別収集・ごみ減量化の推進	3. 美化運動の推進

〔「第一次南部町総合計画」(南部町、平成18年)より作成〕

⑥ 南部町環境基本条例

南部町では、快適な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町・町民・事業者の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたって、町民が健康で文化的な生活を営むことを目的として、平成16年に「南部町環境基本条例」(平成16年南部町条例第192号)を制定している。「基本理念」及び町が行う「快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策」は第3.2-41表のとおりである。

第3.2-41表 南部町環境基本条例の概要

基本理念	快適な環境の保全及び創造に関する基本的施策
1. 快適な環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で文化的な生活ができるよう恵み豊かな環境を確保し、この環境を将来にわたって継承されるように適切に行われなければならない。 2. 快適な環境の保全又は創造は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼしていることに鑑み、循環型社会の構築及び人と自然が共生し、持続的発展が可能な社会の実現に向け、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。	環境基本計画の策定
	土地の形状の変更に関する指導
	公害の防止
	環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進
	人と自然とが触れ合う快適な環境の創造
	廃棄物対策の促進
	環境学習の推進及び情報提供
	民間団体等の自発的活動の促進
	監視等の体制の整備

〔「南部町環境基本条例」(平成16年南部町条例第192号)より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び鳥取県立自然公園条例（昭和 38 年鳥取県条例第 2 号）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-42 表及び第 3.2-13 図のとおりであり、「大山隠岐国立公園」の大山蒜山地域、「奥日野県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。

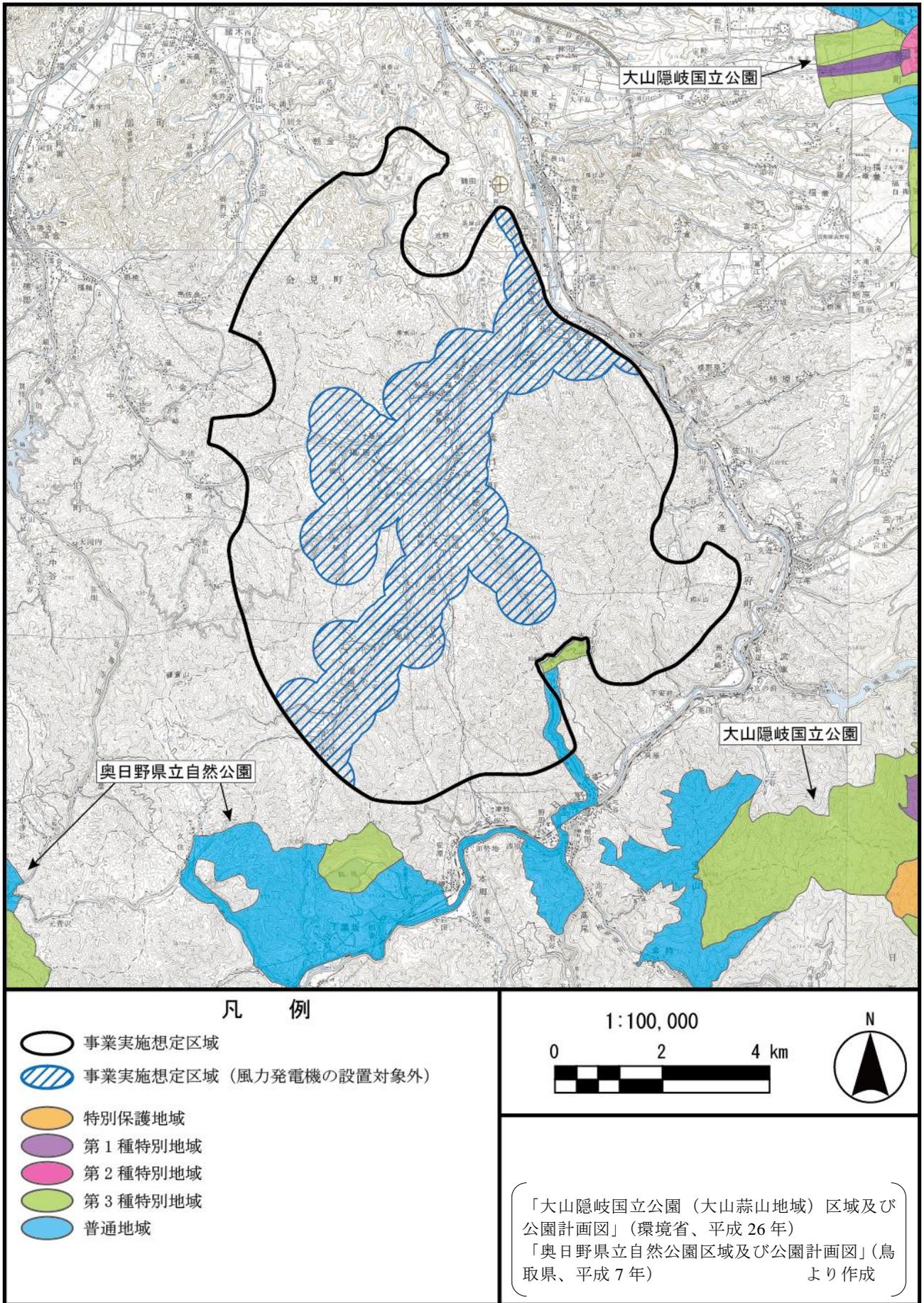
特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

第 3.2-42 表 自然公園の概要

名 称	公園面積 (ha)						指定年月日	該当する市町村	
	特別地域				普通地域	合計 (陸域のみ)			
	特別保護 地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種					
大山隠岐 国立公園 (大山蒜山地域)	1,504	4,332	5,615	6,636	4,230	22,317	昭和 11 年 2 月 1 日	鳥取県 倉吉市、 東伯郡三朝町 東伯郡琴浦町 西伯郡大山町 西伯郡伯耆町 日野郡日野町 日野郡江府町	岡山県 真庭市 真庭郡新庄村
奥日野 県立自然公園	—	—	82	789	3,952	4,823	昭和 39 年 6 月 1 日	鳥取県 日野町 日南町	

注：「—」は指定がないことを示す。

〔「大山隠岐国立公園」（環境省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）
「奥日野県立自然公園計画概要」（鳥取県、平成 7 年）より作成〕



第 3.2-13 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全地域は第 3.2-43 表及び第 3.2-14 図のとおりであり、鳥取県立自然環境保全地域の指定がある。

第 3.2-43 表 県立自然環境保全地域の概要

県名	自然環境保全地域名	指定年月日	関係市町村名	面積 (ha)			保全対象	保全対象の具体的内容 その他備考等
				普通地区	特別地区	計		
鳥取県	金華山	昭和 55 年 12 月 23 日	西伯郡 南部町	—	6.10	6.10	地形、地質	風化、溶食作用による急崖地形 洞窟及び奇岩

注：「—」は指定がないことを示す。

〔「都道府県立自然環境保全地域内訳表 (平成 24 年 3 月 31 日現在)」
(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号)の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

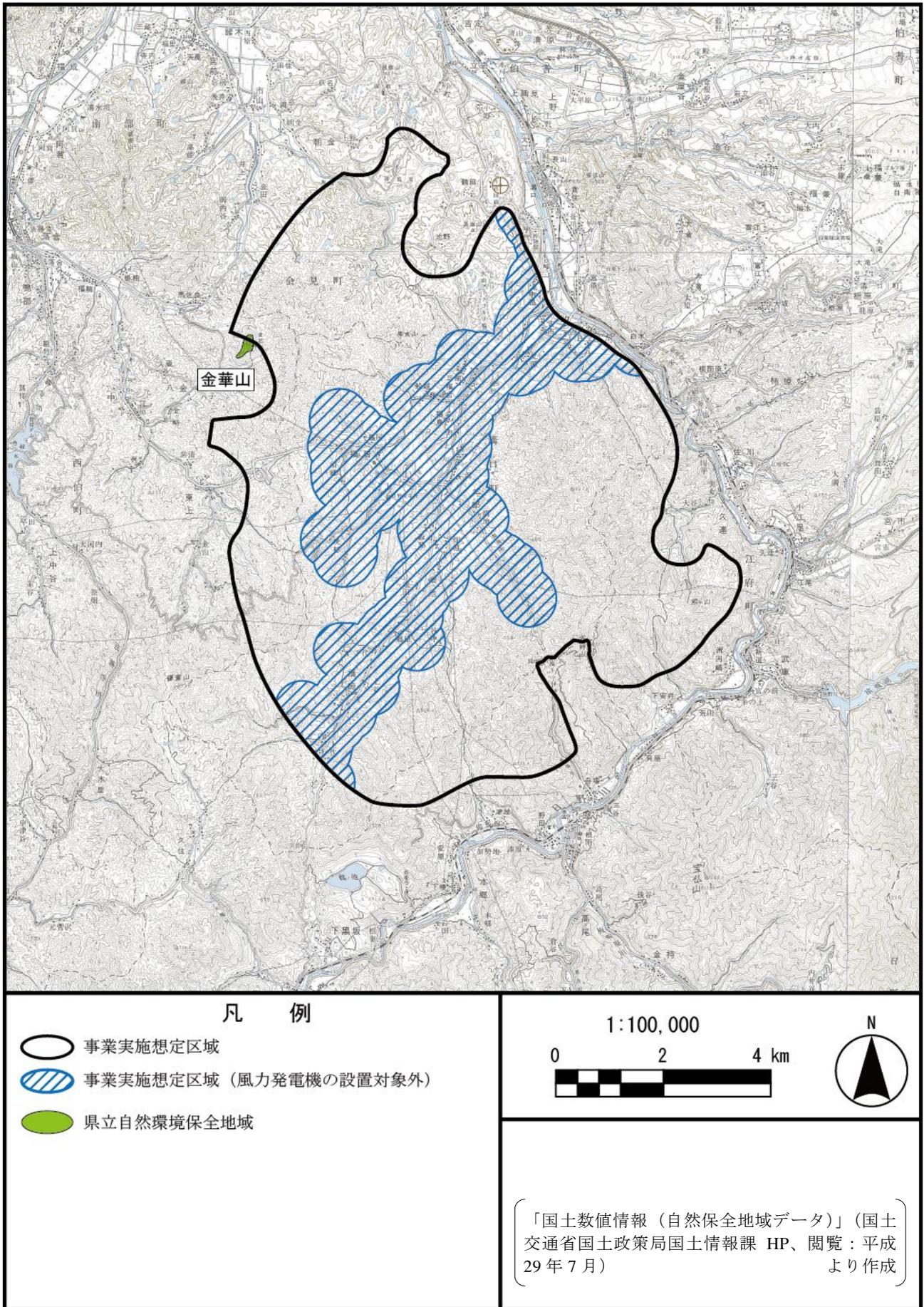
事業実施想定区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区は第 3.2-44 表及び第 3.2-15 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に鶉の池鳥獣保護区及び日南湖鳥獣保護区がある。

第 3.2-44 表 鳥獣保護区の指定状況

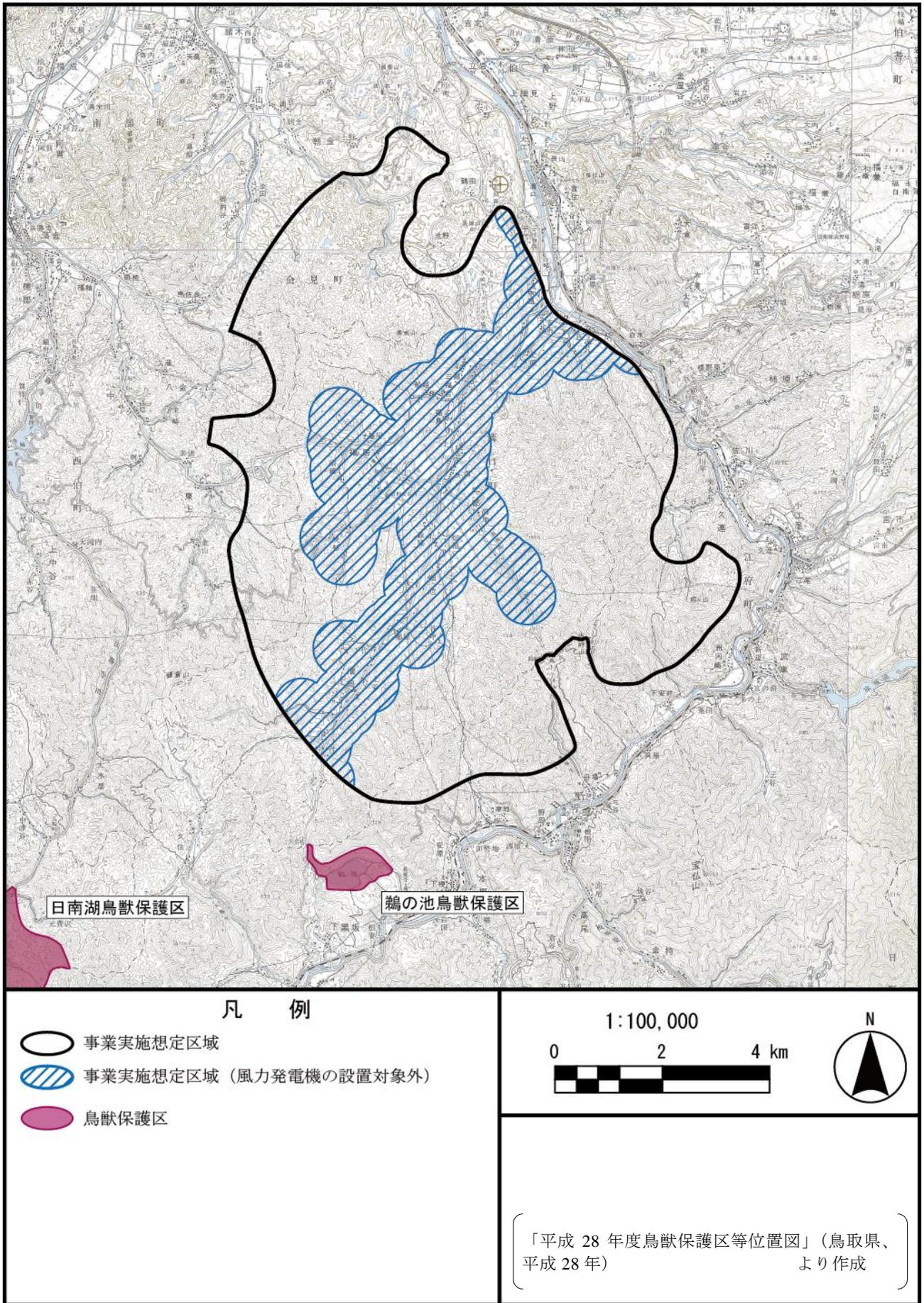
名称	指定者	区分	面積 (ha)		存続期間	所在地
				うち、 特別保護地区		
鶉の池	鳥取県	森林鳥獣生息地	82	—	平成 25 年 11 月 1 日～ 平成 35 年 10 月 31 日	日野郡日野町
日南湖	鳥取県	森林鳥獣生息地	1,147	—	平成 26 年 11 月 1 日～ 平成 36 年 10 月 31 日	日野郡日南町

注：「—」は指定がないことを示す。

〔「平成 28 年度鳥獣保護区等位置図」(鳥取県、平成 28 年)
「第 11 次鳥獣保護管理事業計画書」(鳥取県、平成 27 年変更) より作成〕



第 3.2-14 図 自然環境保全地域の指定状況



第 3.2-15 図 鳥獣保護区等の指定状況

- ⑥ **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区**
事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく生息地等保護区はない。
- ⑦ **特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域**
事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）に基づく湿地の区域はない。

(2) 文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物及び記念物の状況は第 3.2-45 表及び第 3.2-16 図のとおりである。事業実施想定区域には風力発電設置対象外区域に伯耆町指定史跡の雲州松平侯本陣跡が存在する。

第 3.2-45 表 史跡・名勝・天然記念物及び記念物

種類	指定者	名称	所在地
史跡	鳥取県	金田瓦窯跡	西伯郡南部町金田
	江府町	貝田 1 号墳	日野郡江府町貝田
		江美城跡	日野郡江府町江尾
	伯耆町	見出神社跡	西伯郡伯耆町大内
		雲州松平侯本陣跡	西伯郡伯耆町二部
特別天然記念物	国	オオサンショウウオ	地域を定めず
天然記念物	国	イヌワシ	地域を定めず
		オジロワシ	
		柴犬	
		ヒシクイ	
		マガン	
		ヤマネ	
	鳥取県	洲河崎のカツラ	日野郡江府町洲河崎
		武庫の七色ガシ	日野郡江府町武庫
		根雨神社社叢	日野郡日野町根雨
		金華山熊野神社社叢	西伯郡南部町八金
		佐伯氏のクロガネモチ	西伯郡南部町福成
		長寿寺・落合神社の社叢	西伯郡南部町落合
	伯耆町	はんなんご	西伯郡伯耆町大内
		椿	西伯郡伯耆町福岡
		岩立神社巨樹群	西伯郡伯耆町岩立
	江府町	洲河崎のカヤの木	日野郡江府町洲河崎
		武庫・上ヶ市の七色ガシ	日野郡江府町武庫
		貝田のタブノ木	日野郡江府町貝田
		貝田のサワラ	日野郡江府町貝田
記念物	南部町	法勝寺城跡	西伯郡南部町鴨部
		日の岡古墳	西伯郡南部町天萬
		後さこ山古墳	西伯郡南部町諸木
		岩舟古墳	西伯郡南部町三崎
		殿山古墳	西伯郡南部町三崎
		普段寺古墳	西伯郡南部町寺内
		寺内 8 号墳	西伯郡南部町寺内
		金華山（凝灰角礫岩）	西伯郡南部町八金
		栃（とちのき）	西伯郡南部町田住
		天宮さん 極相林	西伯郡南部町御内谷
		鳥帽子岩	西伯郡南部町上中谷笹畑

「とっとり文化財ナビ」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

「文化財」（伯耆町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

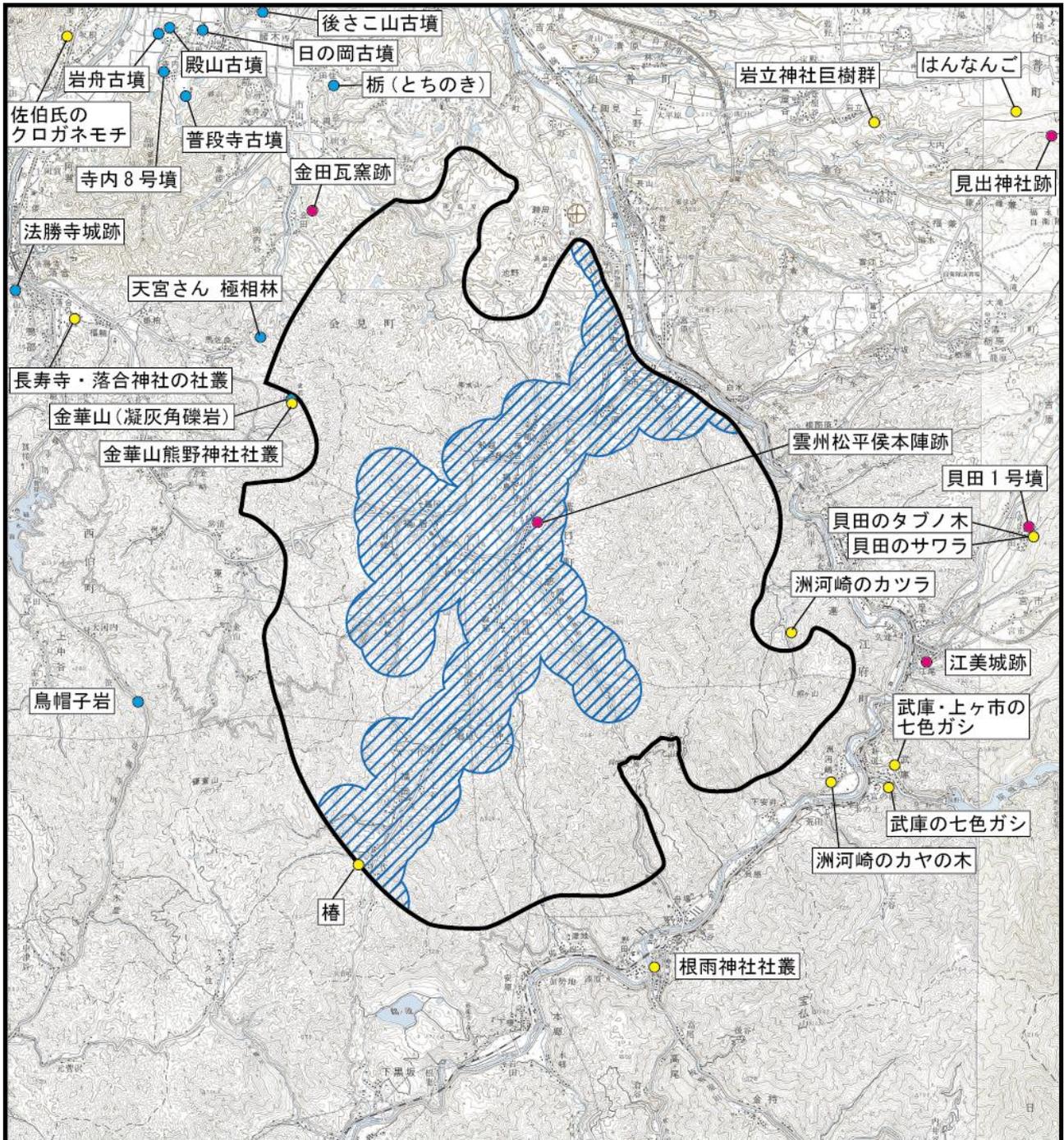
「ガイドブック伯耆町の文化財」（伯耆町、平成 22 年）

「文化財」（江府町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

「広報ひの 2011 年 9 月号」（日野町、平成 23 年）

「文化財の保護」（南部町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

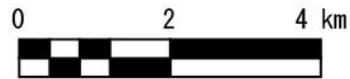
伯耆町、江府町、日野町及び南部町へのヒアリング（平成 29 年 8 月）より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  史跡
-  天然記念物
-  記念物

1:100,000



「とっとり文化財ナビ」、「とっとり Web マップ」(鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「文化財」(伯耆町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「文化財」(江府町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
「広報ひの 2011 年 9 月号」(日野町、平成 23 年)
「文化財の保護」(南部町 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)
伯耆町、江府町、日野町及び南部町へのヒアリング
(平成 29 年 8 月) より作成

第 3.2-16 図 史跡・名勝・天然記念物及び記念物の位置

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく主な周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、「とっとり Web マップ」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）及び伯耆町へのヒアリング（平成 29 年 8 月）によると第 3.2-46 表及び第 3.2-17 図のとおりである*。

第 3.2-46 表 事業実施想定区域及びその周囲における
周知の埋蔵文化財包蔵地

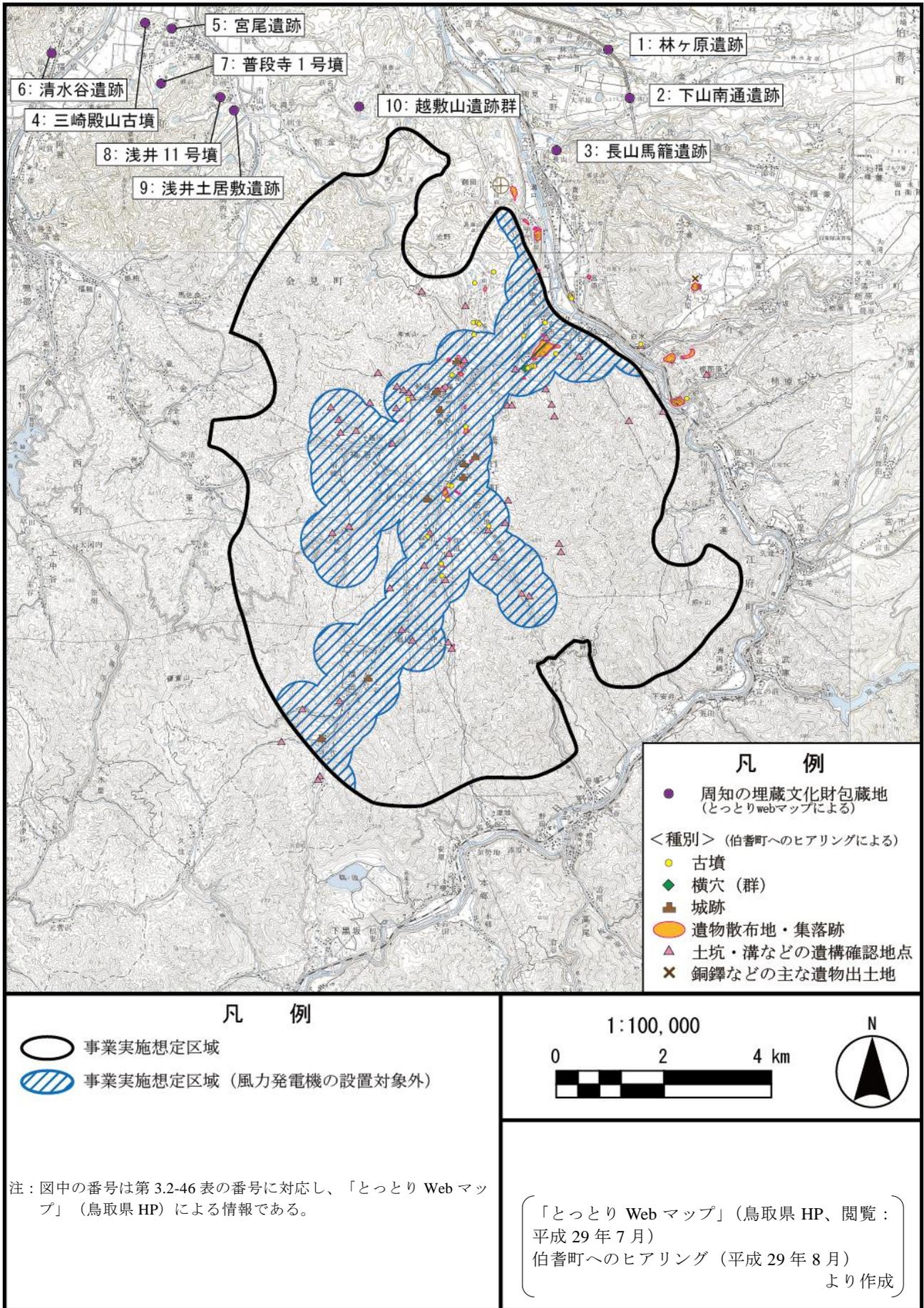
番号	遺跡名	所在地
1	林ヶ原遺跡	西伯郡伯耆町清原
2	下山南通遺跡	西伯郡伯耆町上野
3	長山馬籠遺跡	西伯郡伯耆町長山
4	三崎殿山遺跡	西伯郡南部町三崎
5	宮尾遺跡	西伯郡南部町天萬
6	清水谷遺跡	西伯郡南部町福成
7	普段寺 1 号墳	西伯郡南部町天萬
8	浅井 11 号墳	西伯郡南部町浅井
9	浅井土居敷遺跡	西伯郡南部町浅井
10	越敷山遺跡群	西伯郡南部町荻名

注：1. 番号は第 3.2-17 図の番号に対応する。

2. ホームページで公開された情報のみを掲載している。

〔「とっとり Web マップ」（鳥取県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

* 関係機関（鳥取県）への意見聴取によると、事業実施想定区域及びその周囲には、公開された情報以外にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事業計画の検討段階において関係機関との協議を行う必要がある。



第 3.2-17 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定により定められた景観計画区域について、伯耆町、江府町、日野町及び南部町は全域が「鳥取県景観計画」（鳥取県、平成 26 年）により景観計画区域に指定されている。

② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-18 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は第 3.2-19 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-19 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

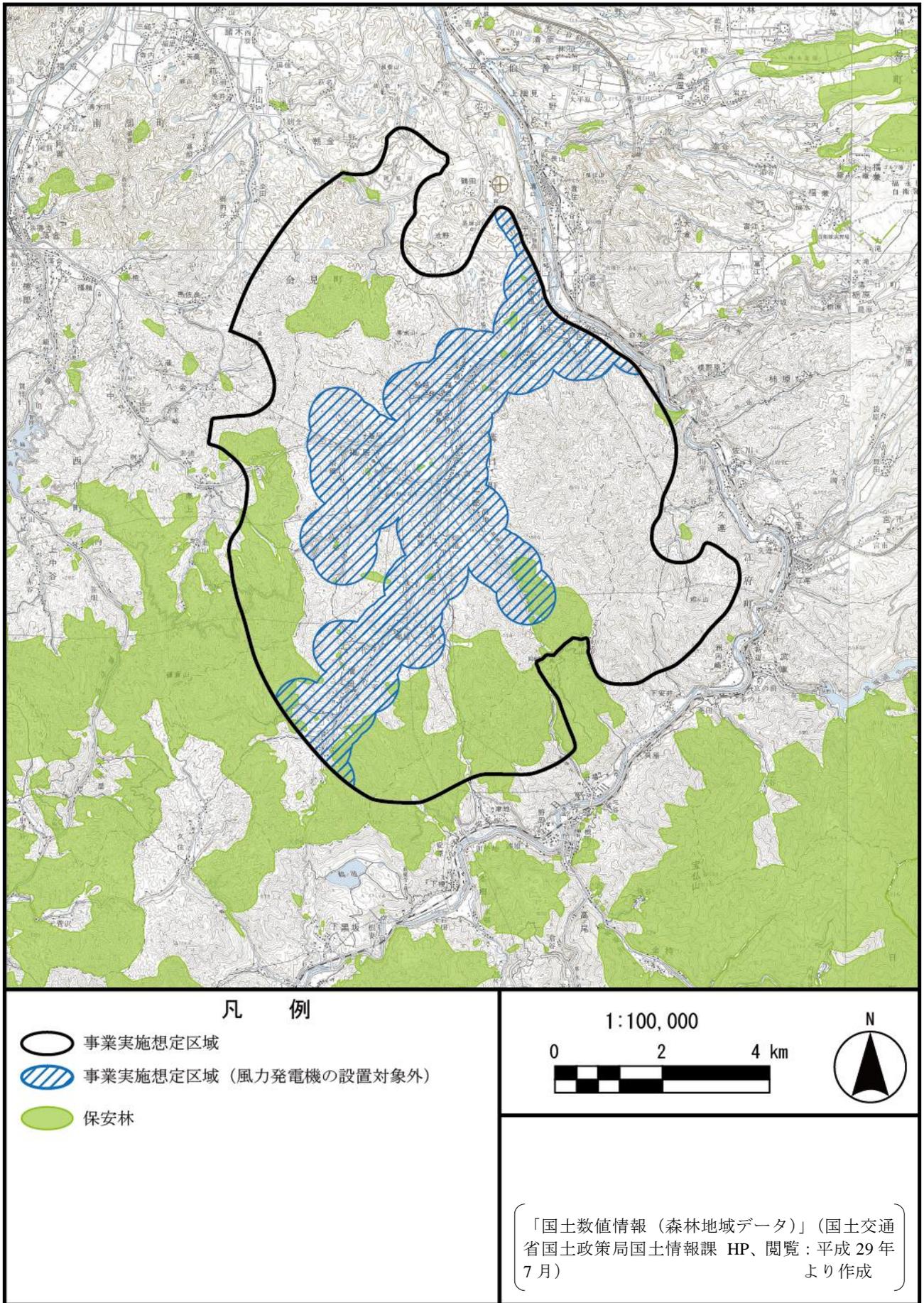
事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-19 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

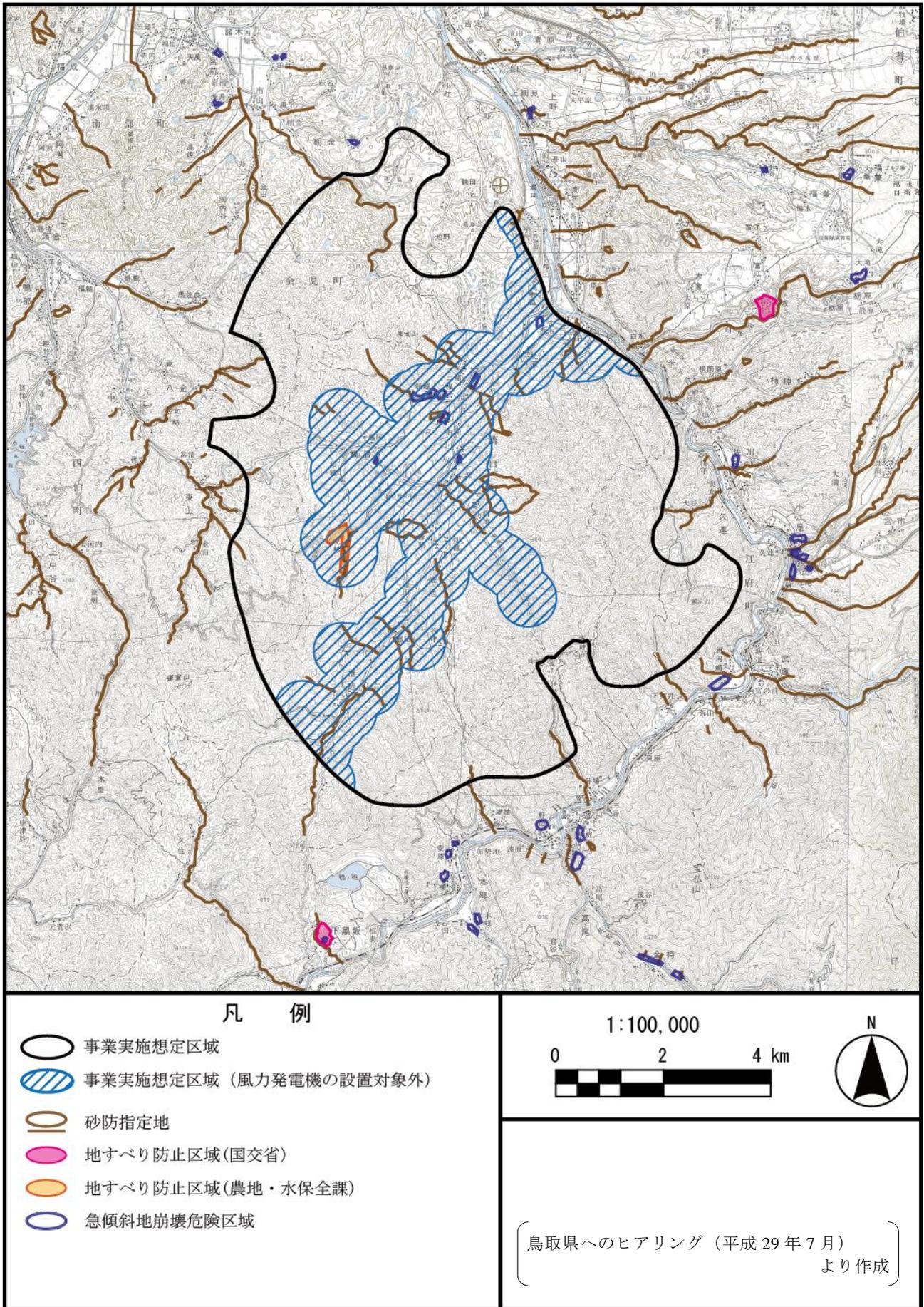
事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第 3.2-20 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 河川法に基づく河川保全区域

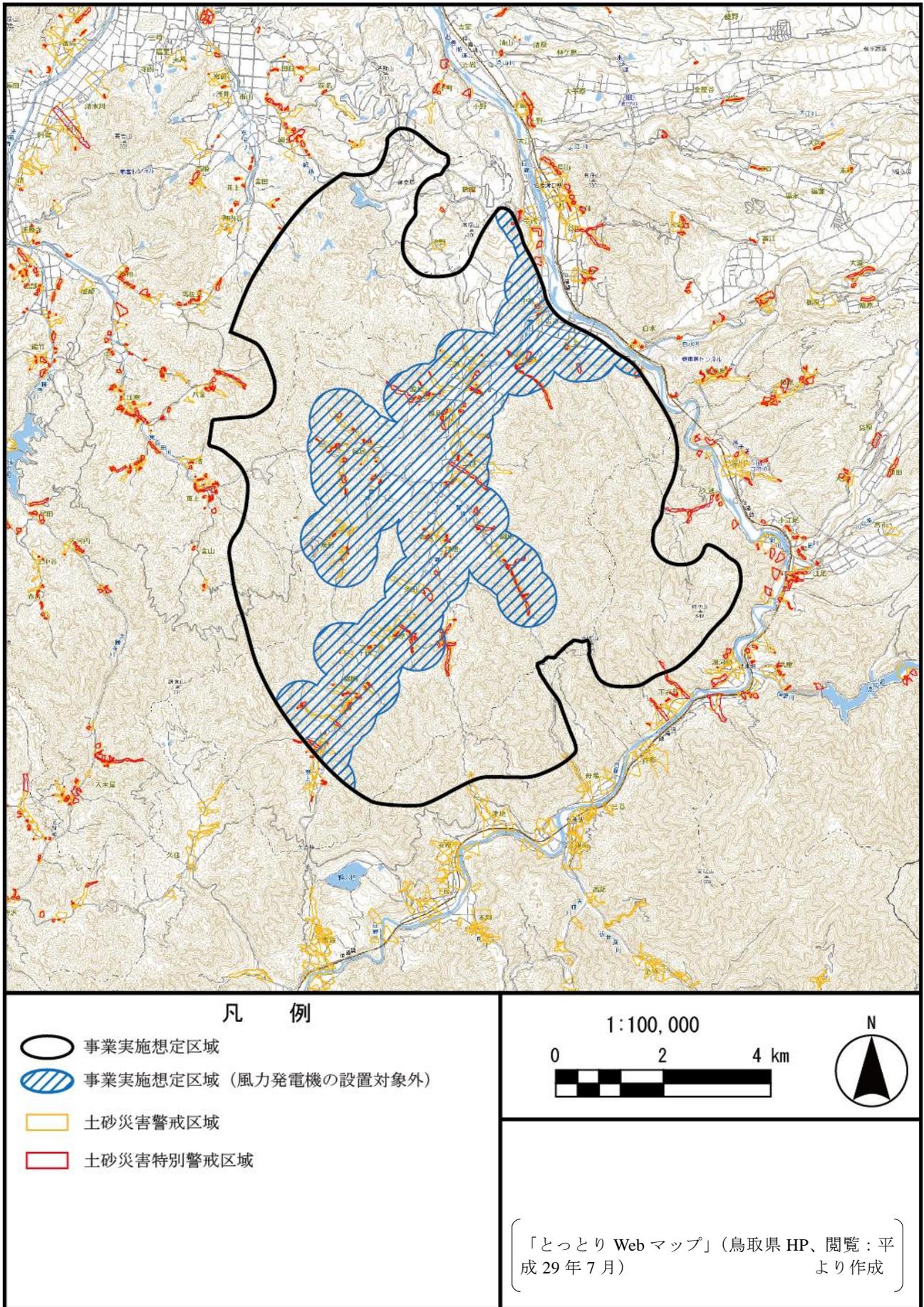
事業実施想定区域及びその周囲には、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域はない。



第 3.2-18 図 保安林の指定状況



第 3.2-19 図 砂防指定地等の状況



第 3.2-20 図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-47表のとおりである。

第3.2-47表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無					
			伯耆町	江府町	日野町	南部町	事業実施 想定区域 及び その周囲	事業実 施想定 区域
土地	国土利用計画法	都市地域	×	×	×	×	×	×
		農業地域	○	○	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×	×	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	×	×	○	○	×
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	○	×	○	×
		国定公園	×	×	×	×	×	×
		県立自然公園	×	×	○	×	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	×	×	×	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	×	○	○	×	○	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	×	×
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○*	○*	○*	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	○	○	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物、記念物	○	○	×	○	○	○
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	×	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○	○	○
	河川法	河川保全区域	×	×	×	×	×	×

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が地域を定めず指定したものの種のみの指定があることを示す。